

令和6年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 6年 6月 4日 開会

令和 6年 6月10日 閉会

大 樹 町 議 会

令和6年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月4日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 陳情第 1 号 総合計画実現進捗委員会の設置について
- 第 7 報告第 1 号 令和5年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第 2 号 令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 議案第 40号 大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 41号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第 42号 令和6年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第 43号 令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 44号 令和6年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第 45号 令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第 46号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第 47号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第 48号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第 49号 工事請負契約の締結について

○出席議員（12名）

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1 番 播 間 章 浩 | 2 番 寺 嶋 誠 一 | 3 番 辻 本 正 雄 |
| 4 番 吉 岡 信 弘 | 5 番 西 山 弘 志 | 6 番 船 戸 健 二 |
| 7 番 杉 森 俊 行 | 8 番 西 田 輝 樹 | 9 番 安 田 清 之 |
| 10 番 志 民 和 義 | 11 番 菅 敏 範 | 12 番 齊 藤 徹 |

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
副 町 長	松 木 義 行
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 厳 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	牧 田 護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	水 津 孝 一
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 久 琢 磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井 上 博 樹
社会教育課長兼図書館長	梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	清 原 勝 利

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	北 林 博 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	木 田 悟 史

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 菅 敏 範 君

1番 播 間 章 浩 君

2番 寺 嶋 誠 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告を行います。

去る5月28日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本定例会への提出事件は、陳情が1件、報告が2件、条例の一部改正が1件、規約の変更が1件、補正予算が4件、契約の締結が4件、一般質問は4議員4項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は6月10日までの7日間とし、会議日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員会報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告をいたします。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、3月5日開会の第1回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定によります3月、4月、5月の例月出納検査結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法第199条第7項の規定によります監査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

5月31日、令和6年第2回十勝圏複合事務組合議会臨時会が帯広市で開催され、議員1名が出席。

同日、令和6年第1回南十勝複合事務組合議会臨時会が大樹町で開催され、議員3名が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会を1回、経済常任委員会を1回、広報広聴常任委員会を2回、議会運営委員会を4回開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議 長

以上で諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和6年5月8日開催の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の介護保険料の未還付につきましては、令和4年度分の保険料において被保険者の死亡、転出又は所得更正に伴い、保険料を還付すべきところを行わず、41名分、49万5,900円の未処理がありました。還付業務は、職員2名で行っていましたが、還付対象者の口座情報を確認し、随時還付処理を行うべきところ、他の業務を優先したことで事務処理が途切れてしまったことが原因であります。

今後の対応としまして、本定例会で介護保険特別会計補正予算に未還付金の費用を上程させていただいております。この予算をお認めいただけましたら、その後、速やかに対象者への謝罪と説明を行い、還付事務を進めたいと考えております。

また、このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に向けて事務処理の見直し、報告、連絡、相談の徹底、チェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。このたびは、大変申し訳ありませんでした。

2番目の能登半島地震における職員派遣につきましては、5月17日から26日までの10日間、被災地である石川県輪島市に事務職員1名を派遣しております。

今後も、被災地や道からの要請に基づき、職員を派遣してまいりたいと考えております。

3番目の委員等の委嘱につきましては、地域安全推進協議会委員、交通安全指導員並びにみどりの基本計画策定協議会委員を、それぞれ記載のとおり委嘱させていただいております。

4番目の航空宇宙関連につきましては、5月20日からJAXAによる今年度の大気球による実検が始まっております。

5番目の町営牧場夏期放牧入牧状況につきましては、5月21日から光地園牧場において夏期放牧の入牧が始まり、預託頭数は、前年度を少し上回っている状況であります。

6番目の令和6年度国・道関連事業につきましては、帯広開発建設部による大樹橋補修工事など、記載のと通りの事業が計画されております。

7番目の農作物の成育状況につきましては、別紙に6月1日現在の成育状況を添付しており、概ね順調に推移しております。後ほどお目通し願います。

8 番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札により工事請負契約 3 件、業務委託契約 7 件、物品購入契約 2 件、それぞれ記載のとりの内容で契約を締結しております。

9 番目の地域おこし協力隊の任用につきましては、新たに有害鳥獣対策支援員として協力隊員 1 名を 6 月 1 日より任用しております。

10 番目の人事関係、11 番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1 番目の委員の委嘱についてであります。改選期を迎えました（2）大樹町学校給食運営委員会委員、（3）大樹町社会教育委員と委員の補充として、（1）大樹町学校運営協議会委員、（4）大樹町図書館運営委員会委員、また、今年度、新たに立ち上げました（5）大樹町図書館あり方検討協議会の委員をそれぞれ記載されている方にご委嘱申し上げます。

2 番目の子ども交流プロジェクトについてであります。今年度、新たに発足した大樹町体験活動支援協議会（すてっぷ）による体験活動において、4 月 27 日、5 月 25 日、26 日に日帰り体験活動を行っております。

3 番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で行政報告を終わります。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日、6 月 5 日、正午までといたします。

◎日程第 6 陳情第 1 号

○議 長

日程第 6 陳情第 1 号総合計画実現進捗委員会の設置についての件を議題といたします。

陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

この件の審査については、会議規則第 94 条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎日程第 7 報告第 1 号

○議 長

日程第7 報告第1号令和5年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました報告第1号につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告いたしますのは、令和5年度大樹町一般会計補正予算（第9号）の繰越明許費でお認めをいただいた事業費用で、2款総務費1項総務管理費、宇宙のまちづくり推進事業から8款土木費、2項道路橋梁費、町道改良舗装事業までの10事業であります。

10事業の翌年度繰越額の合計は、5億7,597万1,000円。

財源は、特定財源が5億7,218万3,000円、そのうち未収入が4億8,091万7,000円、一般財源が378万8,000円となっております。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第8 報告第2号

○議 長

日程第8 報告第2号令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました報告第2号についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告いたしますのは、令和5年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）でお認めをいただいた事業費用で、2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、特別養護老人ホーム運営事業で、見守り支援システム機器導入費用であります。

翌年度繰越額は1,723万5,000円。

財源は、未収入特定財源が1,038万7,000円、一般財源が684万8,000円となっております。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第9 議案第40号

○議 長

日程第9 議案第40号大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第40号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正をお願いするもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年に公布され、改正の一部が今年5月から施行されたことから、所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第40号についてご説明させていただきます。

本条例は、個人番号、いわゆるマイナンバーや個人番号にひもづく特定個人情報の利用や提供に関し、必要な事項を定めております。

今回の改正は、この特定個人情報について、地方自治体の行政システムでの取扱いについて、国から新たな見解が示されたことによるもので、具体的には、固定資産税など町外に住所を有している方が課税対象者である場合、住民登録外者、いわゆる住登外者の登録

を行い、氏名や現住所などの情報を町の税担当者以外の部署でも利用できる仕組みとなっております。

このシステムにマイナンバーを介して、特定個人情報を取得し、利用する仕組みとなっている場合、本来の利用目的である税・社会保障以外に利用しなくても他の目的に利用することも可能な仕組みとの見解から、独自利用に該当し、条例に規定する必要があるとなったものでございます。

それでは、表に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

初めに、2ページをお開き願います。

改正後の5条をご覧ください。

第5条は、特定個人情報の提供について新たに規定するものでございます。

この規定は、先にご説明した住登外者の情報などは、町と教育委員会が同一のシステムを利用しており、町が保有する特定個人情報の提供を受け、自らの事務に利用することが可能となるよう、4ページから5ページの別表第3を含め、新たに追加するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

別表1と別表2は、第4条に規定する個人番号の利用について、利用できる執行機関や事務、利用する特定個人情報を規定しておりますが、それぞれ町長と教育委員会が住登外者を管理するシステムで、特定個人情報を共有し、利用することができるよう規定するものでございます。

その他の改正分につきましては、改正文に沿って文言等を変更するものですので、説明は割愛させていただきます。

最後に5ページをご覧ください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

中身については、個人番号をひもづけて、教育委員会並びに役場庁内で全部見るということになるのだろうというふうに思いますが、この管理について、やはり個人情報ですから、どのような管理体制をお作りになり、個人のいろいろなデータを見てやるのか。どういう許可権限で、どことどこが、福祉課も全部つながってくるのだろうというふうに思いますが、そこら辺の個人情報を管理するうえで、どのような管理体制を取るのかお教えを

いただきたい。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議員ご質問の件につきましては、個人情報の管理の件についてのご質問かと思えます。

まず今段階で、特定個人情報並びに一般的な個人情報の取扱いでございますが、まず、どういった情報をどういった課が保有しているかというのを確認しております。それで、管理の規模によりますが、整理して、公表するような形を必要とされておまして、そういった管理をしているという状況でございます。

また、いろいろな情報が町としても取得できるものですから、当然その立場、その部署に必要な情報のみをその課が使用するという形で、それ以外の情報に関しましては、ガードがかかって入れないとか、セキュリティー管理で外部とか担当者以外は見れない形を取ってございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

担当部署は見れるよと。だけれども、見るということは、こうやって開けますよというような管理体制はないのか。もうその人方に管理を任せてしまうのか。ここら辺の危機管理はどうなるのか。いろいろひもづいてきますよね、これ。金融機関も、いろいろな問題が、出てくるのだろうと思うので、そこら辺、担当部署が見るというのは分かるのだけれども、やっぱり見る以上は誰かの許可をもらわないと見れないのだよというふうにするのか、おまえは見ていいよというふうに管理体制をするのか、そこら辺はどういう管理体制になるのか、お教えをいただきたい。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

データの管理体制の件でございますが、まず保有している課の所属長が、基本的にはデータの管理者となっております。基本的に、その課以外の部署のほうで使う場合に関しましては、その課、使う課の課長からデータを保有している課の課長のほうに文書で依頼をかけるような形となっております。そういった部分で決裁して、決裁が終わったものに対して、その情報を提供するような形としてございます。

以上でございます。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４０号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第４１号

○議 長

日程第１０ 議案第４１号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第４１号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議会の議決をお願いするものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、現行の被保険者証が廃止されます。廃止に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要で、変更には地方自治法第２９１条の１１の規定により、関係市町村の議会の議決を要するため、今回ご提案申し上げるものであります。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

それでは、議案第41号につきまして、条文に沿いましてご説明させていただきます。

資料としまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約、新旧対照表を次のページにつけさせていただいておりますので、こちらをご覧ください。

当該規約につきましては、地方自治法第291条の4に基づき設けているものでございますが、これまで設けていた市町村と広域連合事務局の事務分担につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、施行令、第3章、第1節、第2条に規定されているものでございます。このため、必ずしも当該規約に記載しなければならないものではないとのことでございます。

第4条の改正、別表第1の削除は、保険証の廃止に直接関係するものではありませんが、頻繁に行われる法改正により、規約変更が必要となった場合の広域連合及び市町村の事務負担の軽減の観点から、必須ではない事務分担に関する規定を削除するとされたことによるものでございます。

第4条の規定につきまして、改正前では項目分けされていた事務内容を、改正後では網羅的な記載に変更するものでございます。今回の規約改正に伴い、広域連合と各市町村の双方の事務分担に変更があるものではございません。

また、今般の法改正を含む今後の運用変更の詳細につきましては、これまで同様、国より示される規則、施行令を踏まえ、広域連合からの通知等でお示しされることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

後期高齢者医療ということですから、高齢者対象なので、特にマイナンバーの関係なのですが、混乱が生じる可能性はないとは言えないというふうなことで言われております。12月2日をもってということなのですが、現段階でマイナンバーが発行されている割合というのは何%になっているのでしょうか。

それから、マイナンバーがなくて保険証のみということになる人についての資格確認証ですね、これについて、年限とか、本人申請不要とかという話もあるのですが、その詳しいこと。また、年齢的な、高齢者ということになりますと紛失ということも、紛失というか見当たらないとか、そういうことも出てくるので、そういう対策とかですね。

システム不具合というのは、これは本当にどこでもいろいろなところで出てきておりますので、その不具合の対策ですね。

あと、町内の医療機関では、そのことに対応しているのかどうかお伺いいたします。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

議員ご質問の件ですが、まずマイナンバーカードの交付率ですが、4月末現在で78%ということで数字を押さえてございます。

それから、12月2日以降の保険証が廃止された後の対応でございますが、保険証は今現在、令和6年度の年次更新後、そちらの有効期限が令和7年7月31日までの有効期限で発行いたします。こちらは、その有効期限、来年の7月31日まで使用することができます。12月2日以降、新たな保険証の発行は行いません。再発行につきましても、保険証は、12月2日以降は行うことができないという内容になっております。

12月2日以降の保険証廃止後の新規資格取得者につきましては、マイナンバー保険証保有者に対しては資格情報のお知らせを発行いたします。マイナ保険証非保有者に対しましては資格確認書、こちらは申請不要で、職権交付という扱いで資格確認書を発行させていただきます。

紛失等で保険証の再発行というか、保険証の代わりになるもの、そちらが欲しいという場合につきましては、申請書により資格確認書を交付することが可能となっているところでございます。

それから、システム不具合の対策につきましてというご質問がございましたが、こちらにつきましては、後期高齢医療の部分のシステム導入をしておりますので、適切にアップデート等をして、適正な運用に努めるということになろうかと思えます。

それから、医療機関の対応としましては、12月2日以降、同様に医療機関も対応できるように改修作業等を行っているというふうに理解しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

来年7月いっぱいまでの保険証有効期限ということで、それはそれでいいのですが、その後、自動的に本人申請不要でも資格確認書を出すということですね。これは、今発行されている人でもマイナンバーカードと合わせて保険証も出していくというふうにしていったほうが、高齢者の方も不安ないと思うのですよね。そういうところをぜひやっていただきたいというふうに思います。

また、システム不具合ですが、今までもあるのですが、大体1か月から2か月ぐらい復旧するまでにかかるということが言われているのですが、この間に病院にかかるということは当然高齢者では出てまいります。そういう対応を早急に、すぐ病院への診療の対応をしてもらえるように対策をやることと。

もう一つ要望ですが、12月2日までなのですが、特に75歳以上の方々に対するいろい

ろな機会を設けて、周知徹底の機会が必要だと思うのですよね。それで、少なくともホームページにありますということだけでなく、これから行政懇談会もやりますが、11月というのは本当に遅いのではないかと、12月の初めですから、11月いっぱいにはやらなければならないことなのですよ。

そういうことも含めて、周知徹底をぜひ、特に年齢的なマイナンバーカードの発行が77.8%というのですが、どの程度の年齢層が、区分が、何なのか、私も聞き落としたのですが、そういうことを考えると、もっときめ細かいことをやっていかないと現場は混乱するというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまのご質問の関係ですが、議員おっしゃるように、制度改正により保険証が廃止されるということで、担当としまして多少の混乱というのは、特に高齢者の方につきましては、マイナンバーカードの普及もなかなか進まなく、デジタルに関しては、そういった知識というところではなかなか理解しにくい部分もあるかと思います。

これまでも、マイナンバーカード普及で、臨時窓口等でカードの普及につきまして住民課として取り組んでいるところでございます。制度開始までに、さらにマイナンバーカードの普及率を上げて、その中で、制度につきましてご説明する機会を設け、また広報紙だけでは不十分ということではございますが、さらに臨時窓口のほうの対応というところも今後考えていきたいというふうに考えております。

こちら制度としては、後期高齢の広域連合で取り組んでいる事務処理にはなりますが、システム等の運用につきましては、マニュアル等しっかり読み込みまして、ミスのないように事務処理を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

先日ですね、十勝総合振興局交渉を私どもで行いました。そこでも、担当課からメリットとデメリットはありますと、正直に断言しておりました。その回答書も、私、今日持ってきているのですが、繰り返しますが、今言ったようなことが出ていたということで、12月2日までにそういうことがないように十分配慮していきたいということだったのです。そう言っても、役場の担当のところが一番負担がかかってくるわけですから、そういう点を十分予測しながら、こういう混乱を予測して、もう既に予測されているわけですから、そういう点十分対応していただきたいというふうに考えています。

周知の方法ですが、役場の窓口というのも分かります。ただ、役場のほうも出向いて、懇談会というのはぜひ、特に老人クラブ連合会だとか、地域だとか、そういうところでやって

いつていただきたいというふうに強く思いますが、そういう点やっただけかどうかわいいます。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ご指摘の懇談会等での説明というのは、そのようにしたいなと思います。去年も行っておりますが、ブロック別、あるいは語る会等々の懇談会がございますので、そういった場面を捉えまして、担当課のほうから細かい説明をさせていただくという場面を作っていきたいなと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

第4条の変更で、関係市町村において行うという事務5項目が削除されて、広域連合が今度行うのだというふうに解釈したのですが、今の説明の話を聞いていると、町が行う事務処理がそんなに軽減されないような説明なのですが、この4条の改正によって、大樹町が行う事務の軽減というのはどの程度なのか。あるのか、ないのか、お聞きしたいなと思います。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

第4条の改正の規定の部分に係する市町村の事務処理の低減があるかどうかというご質問かと思われます。

先ほどの説明で、広域連合、それから各市町村における双方の事務処理につきましては、これまでどおり変更がないということでご説明をさせていただきました。

基本的には、そういった形ではありますが、今回、保険証が廃止になるということは、保険証の発行がなくなると。ただ一方で、資格確認書のほうの発行というところの手続きがございます。また、そちらの職権処理、それから紛失した際、それから必要とされる方に対する申請書を受けての交付事務というところもございますので、総じて、保険証の発行がなくなる一方で新たに発行するものもございますので、事務処理としては低減につながるというところでは、そういったことはないのかなというふうに、現状とそれほど変わらないということで認識しているところでございます。

以上です。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

どうも、ちょっと納得をまだし切れていないのですが、今度は保険証がなくなりますよね。それから、証明書の中には1割負担、2割負担、3割負担というような文言もあったような気がするのですが、この提示はしなくていいという解釈でいいのですか。

現実的には、病院で高齢者の証明書を出せとか、いろいろな問題は出てくるのですが、僕も高齢者ですから、行くと、「証明書ありますか」と、こうなるのですよ。「マイナンバーでできないのかい」と言うと、「それとこれと別です」と。今後はいいのですね。マイナンバーのあれで、一つで全部処理ができるのか。だけれども、何割負担というのは分かりませんよね。

何か確認証を出すというこの作業が一つ、同じといえば同じだけれども、現実的には、確認証というのはどういうものなのですか。あなたは後期高齢者ですよ、何割負担ですよというものを出して、こういう大きい紙で出してくるのか。どういうものを想定されて、我々に今説明されているのか、お教ををいただきたい。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまご質問の保険証、負担区分の確認方法、それから資格確認書の大きさについてでございます。

資格確認書の有効期限、こちら5年以内で、各広域連合で設定するという事で、北海道におきましては、保険証の有効期限の運用を踏まえて、1年間ということで設定するというふうに予定しているというところで、まだ確定ではございません。こちらは、負担区分が毎年変わるというところの部分で、そこを考慮して予定しているというのが現状でございます。

資格確認書のサイズですが、現状では、保険証と合わせて、はがき型で発行することを予定しているそうです。ただ、令和7年以降の運用につきましては、現状では未定ということで確定したものではございませんので、そういった内容が予定されているということになっておりますので、ご理解ください。

以上で終わります。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

はがき程度のやつをマイナンバーに附属されているのだったら、もう要らないのではないかと、僕思うのですよ。あれね、大変不便なのですよ。別に入れなければならない。

多分、病院の事務長あたりここにいるから、高齢者に全部出していますよね。あれ、別の入れ物に入れて、毎度やっている。大樹町立病院の診察券出し、マイナンバー出し、それからその証明書出し、三つの作業を高齢者はやるわけですよ。うちの病院は本当に優しいの

で、高齢者の方は大事にしてくれて、分かったよとやってくれているのですが、あれね、ほかに行くと大変なのですよ。

あんなはがきみたいに大きいものを、年寄りが、マイナンバーに附属できるのなら附属したほうがいいのではないですか。それができないというのは、広域連合が何をやっているのかねと。町村もお金を出しているのですから。

現実的に、ここにいる方は高齢者の方があまり少ないので、あれ本当大変なのですよ。お薬手帳、証明書、大きさ同じ。これ、別に持って歩かなければならない不便さ。マイナンバーでできるのなら、それをつけるべきだと。

これはね、連合会の会議、多分あるのだよね。そういう意見もきちんと言わないと。連合会でやって、国からのあれだから、直らない部分もあるという認識はしていますが、面倒くさい部分もあるということは、町長だよね、多分ね、会議に。それもないでしょ、町長行かないよな。あれ、会議なんて、連合会どこでやっているの、現実的には。あれ、町村長の誰かが代議員になっているのだよな、多分。そうだよな。

だから、こういう意見述べる場もなければ、伝える場もないということでは、住民に負担がかかっている部分もありますよと。これは町長なのだけれども、町村議長会でこういう意見があったと、年寄りから。検討すべきというふうな形を言っていただくと、マイナンバーに附属できるようにお願いを僕はしたいと思います。

証明書だとか、別にまた発行するわけでしょ。今後マイナンバーでいけるの、どうなの、それ。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

マイナ保険証になった場合は、それに搭載されます。なので、保険証はなく、マイナンバーカードで病院、医療機関の受診ができるようになります。マイナンバーカードをお持ちでない方は、資格確認証を発行して、それが保険証の代わりになるものでございます。

先ほどの説明で、ちょっと私の説明が一部不足していたと思いますので補足いたしますが、令和6年度、12月2日以降は保険証が廃止されまして、マイナンバーカードをお持ちでない方は資格確認証を発行いたします。そちらは、令和6年度途中での対応になりますので、現状の保険証と同じサイズのはがきサイズで、令和6年度は資格確認証を発行する予定でいるということになってございます。

令和7年度以降につきましては、保険証が廃止になりますので、サイズについては現状未定という状況になっているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第42号

○議 長

日程第11 議案第42号令和6年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第42号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町一般会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1億6,107万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億7,368万3,000円にするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第42号についてご説明させていただきます。

最初に、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

歳出でございますが、最初に総務費です。総務費全体で1億4,618万円の増。

都市間交流推進事業、負担金、補助及び交付金で70万の増。財源は全て一般財源で、銀河連邦共和国の令和6年度事業計画が確定したことから、銀河連邦タイキ共和国補助金について、当初予算から不足する分について予算の計上をお願いするものです。

次に、大樹町地域おこし協力隊設置事業、旅費で60万円の増。財源は全て一般財源で、今年3月に民間研修派遣型宇宙のまちづくり推進員として任用した地域おこし協力隊員1名の費用弁償について、当初予算からの不足分について予算の計上をお願いするものです。

次に、宇宙のまちづくり推進事業、報酬から負担金、補助及び交付金で1億4,488万円の増。財源は特定財源、その他、寄附金、まち・ひと・しごと創生寄附金1億3,970万円など、一般財源は515万5,000円です。報酬及び共済費は、地域プロジェクトマネージャー1名を8月から新たに任用する費用を計上するものでございます。使用料及び賃借料は、宇宙飛行士を目指すアニメキャラクターを町のアンバサダーとして利用する費用を、負担金、補助及び交付金は、企業版ふるさと納税で株式会社インターステラテクノロジー社に指定寄附があったことから、同社に対する航空宇宙産業集積促進事業補助金について、それぞれ予算の計上をするものでございます。

次に、民生費です。

児童手当支給事業、委託料で160万6,000円の増。財源は全て特定財源、国道支出金、子ども・子育て支援事業補助金で、児童手当制度の改正に伴う児童手当システムの改修費用について予算の計上をするものでございます。

次に、衛生費です。

予防接種事業、委託料で615万円の増。財源は特定財源、その他、雑入、新型コロナワクチン接種助成金415万円と一般財源200万円で、新型コロナワクチンの定期接種が今年秋から開始するため、接種費用のうち、自己負担金を3,000円とし、残りの接種費用を助成するため、500人分の予算の計上をお願いするものです。

次に、3ページから4ページにかけまして、商工費でございます。商工費全体で307万4,000円の増。

地場産業振興奨励事業、負担金、補助及び交付金で100万円の増。財源は全て一般財源で、当初予算で本事業の補助金を1件分で計上しておりましたが、既に2件の申請があり、当初予算が不足することから、追加予算の計上をお願いするものでございます。

次に、4ページに移りまして、カムイコタン公園維持管理費、工事請負費と備品購入費で207万4,000円の増。財源は特定財源、その他、基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金98万6,000円と一般財源108万8,000円で、カムイコタン公園キャンプ場

の既存の管理用プレハブが経年劣化で本年度の利用も難しいことから、新たにプレハブ1棟を購入し、プレハブの外壁を周辺環境になじませるため、木製の装飾用ルーバーを取り付ける費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、教育費です。教育費全体で172万3,000円の増。

教育振興事業、負担金、補助及び交付金で35万円の増。財源は全て一般財源で、来年度の大樹高等学校の入学者の確保を図るべく、同校が今年度実施するオープンハイスクールに参加する道外や十勝管外の中学生とその保護者に対し、参加に要する旅費について、道外者は5万円、十勝管外者は2万円をそれぞれ上限に助成する費用について予算計上をお願いするものです。

次に、生涯学習センター運営費、需要費で137万3,000円の増。財源は全て一般財源で、コスモスホールの空調設備のインバーターが年度当初に故障し交換したことから、今後、当初予定しているオークホールの屋根防水修繕等の費用が不足することから、予算の計上をお願いするものです。

次に、諸支出金です。諸支出金全体で234万2,000円の増。

介護保険特別会計繰出金、繰出金で163万1,000円の増。

次に、病院事業補助金、負担金、補助及び交付金で71万1,000円の増。二つの事業会計の補正予算に伴い、一般会計からのルール分の繰出金等について予算の計上をお願いするものです。

以上、合計で補正額1億6,107万5,000円の増。

財源内訳は、特定財源では、国道支出金が160万6,000円、その他が1億4,486万1,000円、一般財源は1,460万8,000円のそれぞれ増となるものです。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額78億1,260万8,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで1億6,107万5,000円の増。補正後の歳出合計79億7,368万3,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額78億1,260万8,000円、補正額、13款分担金及び負担金から21款諸収入まで1億6,107万5,000円の増。補正後の歳入合計79億7,368万3,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

3ページの総務費の部分なのですが、新たに地域プロジェクトマネージャーを任用するということで、補正ということではあるようなのですが、以前、昨年末か今年初めか、ちょっと忘れてしまったのですが、新たに地域プロジェクトマネージャーを任用された認識でいるのですが、さらに追加でということなのか、もし追加であれば、どのようなことをやる方なのか、ちょっと確認させていただければと思います。

○議 長

営企画商工課参事。

○営企画商工課参事

まず、地域プロジェクトマネージャーの制度の関係なのですが、総務省でやっている制度になりまして、地域おこし協力隊とかと同様な形になります。人数につきましては、1市町村当たり2人までということになっておりまして、播間議員が先ほど言われた方は、前回、企画サイドのほうで採用した人材になっております。今回、1名また8月からというものに関しては、宇宙のほうの関連での採用になりまして、令和3年5月1日に採用しましたスペースコタンのほうで協力しておりました大出大輔氏が、本年4月末をもって3年間の任期を終了しましたので、今まで2名だったところが、また1名減って、もう1名採用できるという状況になったところであります。

この大出大輔氏の業務としましては、首都圏を中心とした企業版ふるさと納税の調達や、ホスポ利用者の誘致、調整を行ってきておりました。この業務は、今後ますます必要となることから、新たに8月から、その業務の地域プロジェクトマネージャーとして採用したいという考えであります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

商工費の商工振興費18節の負担金の関係なのですが、当初予算1件100万円でスタートしたのですが、2か月で不足になったということで、同額の100万円の補正予算なのですが、既に2件の申込みがあるということなのですが、今後の展望として、また増えれば補正予算ということなのか、1件が一つと、1件100万円の予定と、今2件申請があつて補正100万円というのは、金額の関係でいうと、合わせて200万円で3件を対応するというようなのか。その辺ちょっと内訳をお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地場産業振興奨励事業補助金の件でございますが、今回100万円を補正させていただいたという分では、当初予算と合わせて2件分で、トータル100万円ずつの補助という形

での補正という形になりまして、今後、申請が増えたということになりましたら、また補正で対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

1件で計上したのだけれども、新たに2件の届出があったというふうに理解したのですが、新たに1件で、1プラス1の2件で、200万円。今後増えれば、補正という解釈でよろしいですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

そのとおりでございます。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第43号

○議 長

日程第12 議案第43号令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)につい

てを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第43号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ212万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,952万7,000円にするものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議案第43号について、事項別明細書で説明させていただきます。

まず初めに、歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額163万1,000円の増。介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修に必要な委託料の増額となっております。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、補正額49万6,000円の増。被保険者の介護保険料還付金に必要な還付金の増額となっております。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額163万1,000円の増。

8款、1項、1目ともに繰越金、補正額49万6,000円の増。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額6億6,740万円、補正額、1款総務費と5款諸支出金で212万7,000円の増。補正後の歳出合計6億6,952万7,000円となるものです。

次に、歳入を説明いたしますので、1ページ目をお開き願います。

歳入合計、補正前の額6億6,740万円、補正額、6款繰入金と8款繰越金で212万7,000円の増。補正後の歳入合計6億6,952万7,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

二つあります。

介護保険システム改修業務、これ毎度出てくるのですよね。保険のやるたびに改修業務、改修業務と。大体国から助成が来るのか、一つ。どうなのか。国が勝手に、勝手にとは言えませんが、国で決めたことを、システム改修しなければ業務に支障があるわけだからやるのだらうというふうに思います。だから、それは毎度出てくるのだよというのであれば、一般会計、管理費で出しているの、国から、後からこの分についてお出しをいただけるのかどうか。161万3,000円ね。これでお聞きをします。

それから、先ほど町長が還付金の陳謝をしておりました。誰も聞かなかったのでここでやらせていただきますが、職員の皆さん、多忙なのだろうというふうに思うのですよ、町長。やっぱり人員が少な過ぎるのではないかと、こういうミスがあるということはね。業務が立て込み過ぎということもあるので、市町村の採用試験も行われたようですが、今後、町としてはこのようなミスがないように、努力してもミスは出るというふうには思っていますが、職員を少しきちっと増やしていく考えはあるか。この点についてお聞きをいたします。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、国の助成金関係でございますが、まだ国からの通知は来ていないのですが、補助金のほうはあるというふうに今のところ伺っております。

それと、改正につきましては、3年に1回必ずあるものでございまして、今回その対応とさせていただきますと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

このたびの事務の不適正な事務処理ということでございまして、本当に申し訳なかったのですが、職員不足という部分も、どこの部署にも職員、うちは足りてるからもういいですというところはなくて、どこも足りない、足りないというようなことでございます。

そういった中で、やはり組織で対応するもので、個人が対応するものではありませんので、そこで私が先ほど申しましたように、報告、連絡、相談というのは、手が回らないということでの相談が上司なりにあれば、そこはほか協力し合って補填できたのだと思うのですが、それをどうしても抱えてしまって、時が経ったことで問題になっていくというようなことでありましたので、そこはやっぱり管理監督する職員もおりますし、普段から仕事が順調に進んでるのか、滞っているのか、また困ったことはないのかというようなことの報告、連絡、

相談があつて、それから対応を考えると。その中で、どうしても、みんなが協力しても、間に合わないというような場面にあつては、職員の増とか配置転換等々、スクラップ・アンド・ビルドということもありますので、そういった中で行っていきたいなと思います。

まずは、職場内での状況把握、連絡、相談というものが一番大事であるということが念頭にありますので、これは全体庁議で課長たちにも伝えているところでございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長、職員同士で助け合いながら頑張っていけば何とかなるのだろうという思いで、人件費もかさめば、一般財源から持ち出しも増えるということで、町の財政を考えてお話をしているのだろうというふうに思いますが、やっぱり連絡ができないというのは、何かのミスがあるのかもしれないから、町長、これからもね、全体会議に含めて、細やかに、副町長もおりますので、課長並びに係長、主査等々にやっぱり話をさせていただいて、こういうミスがないようお願いをしておきます。

どんな企業でもミスがあるわけですね。仕方ない。これはあることなので、問題は、僕は追求しませんが、もう少しコミュニケーションのできる職員、下の係の担当者が素直に、仕事がたまっていてどうもなりませんという環境づくり、課長含めて、町長、副町長、お願いをしておきますのでよろしく。答弁は要らないので、もうやってくれているのだろうと思いますので、真剣に職員にも、これ庁内に入っているの、職員の皆さんは、できないことはお願いしてやってもらうということができる体制づくりをお願いしておきます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

同僚議員に関連するのですが、職員数の問題については、やはり今後検討課題かなというふうに、私も思います。

それと、還付金処理という一つの項目だけではないのですが、例えば還付金処理という課題、テーマは、毎年あるとすれば、どこかで今年の還付金処理はどうなったかという話が、課の内部で話にならないこと自体が職場の雰囲気というか、対応、仲間同士というか、職員同士間で、そういうことに若干、今パソコンだとか何とか処理のほうがなっていて、紙の決裁なんかがないことが多いですから、そういうことがあるのかなと思うので、これ、なぜ発生するのか分からなかったというのを見落としたのではなくて、毎年のように発生するのが年度末までいったときに、ゼロになって、これおかしくないかということが誰も気がつかないような職場環境にしないということを、やはりきちっと、もっともっと内部議論をす

る必要があるのではないかと思うので、その辺も同僚議員も言っていましたので、人員の配置とか何かも含めて、ぜひ内部検討をしていただきたいというふうに思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

おっしゃるとおりでございまして、本来、月次で毎月の異動があるわけでありまして。転出されたとか、そういったことが必ずあるわけで、同じようなことを国民健康保険税でもやっております。月次で国保に入った方、出た方というのもありまして、既にその月の分はいただいている場合がありますので、その分は還付するというようなことをやっております。

たまたま、この介護保険にあっては、少しまとめてやっていた傾向がありまして、毎月というよりは3か月ごと、あるいは半年ごととか、段々延びてきたというようなことがありまして、そして人事異動があったときに、大分残っていた分があったというようなことでございまして、それを早く処理すればよかったのですが、年度をまたいでしまったというようなことでございまして、この異動の処理が回ってこないねというのは、上等等々も気づくべきではあったのですが、気づかなかったということも重なっての今回のことでございます。

今後につきましては、言われたように、そういったことがおかしいというようなチェックを毎月するような体制で、現在は、異動に関しての処理は毎月行おうということで、一月で異動があったら異動の報告というのは必ずあるのですね。それに対して対応すればいいのですが、それがとどまっていたということですので、異動があつて翌月に対応をして、還付になるのは翌々月になるかもしれませんが、月次処理をするということで、今回は対応しようと思っております。

ほかにも共通することです。そういったものが滞らないように、月次処理、伝票の支払いなんかもそうなのですが、滞って遅くなって払うよりは、毎月1週間に1回は必ず出すというような定期的に処理をするということが大事かと思っておりますので、チェック対策も含め、そのような体制でやっていきたいというふうに思います。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

ちょっとしつこいかもしれませんが、今の人件費だとか人手不足の部分なのですが、人を増やすのはやっぱり難しいというところ、予算の関係もあると思うのですが、人と上司のチェック体制等も、当然そこもそうかなと思うのですが、以前からお話があるように、今デジタルが進んでいますので、行政のデジタル化というところも、人を補うというところでもやっぱり必要かなと思います。

あと、見える化ですよ。自分が抱えてやっているというのも、これは人だからなのです。

が、例えばどういう仕組みになるかちょっと分からないのですが、見える化、今手続きがどういう状況になっていて、その人ではなくても、例えば上司の方、ほかの方も見えるような、そういったシステムづくりをすると、また人手不足も補えるのかなとちょっと感じる部分もあるのですが、この辺りいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まさにDXの部分は、こういったものを補える部分だろうと、作り込みの仕方にもよりますが、多くの部分は電算でやっております、私どもは電算入る前から仕事の状況分かりますが、随分そういう面では合理化になっている部分はあるのですが、その分、担当者が一人でこなしているという部分も多くあるかと思います。その分でチェックが効かなくなっているところがありますので、これは体制のつくり方なのですが、そこはちょっと問題点として持っております、課内というか、係の中でも情報の共有化というのは非常に大事だと思っております。これ担当でないと、担当の人がいないから今日分かりませんというようなことが結構往々にして多いのですよね。これはちょっと問題だと思っております、やはり一つの仕事を一人がやるのではなくて、三つも四つもの仕事を二人でこなすとか、そういったことが必要になってきますので、そういった部分での共有化、見える化というのは必要だと思っております。

その中で、決裁とかというそういうものもあるのですが、決裁ばかりでなく、常に電算等々で見れるような情報の共有化というのは非常に大事かなと思っておりますので、今後そういったことも念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 44 号

○議 長

日程第 13 議案第 44 号令和 6 年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 44 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 6 年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ 33 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,673 万 8,000 円にするものでございます。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第 44 号についてご説明をさせていただきます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、8 ページ、9 ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

2 款、1 項ともに介護老人福祉施設事業費、1 目介護老人福祉施設費、補正額 33 万 8,000 円の増。今年 4 月の人事異動により、所長が交代となったことにより、社会福祉施設長資格認定講習の受講が必要となることから、それに要する旅費を 8 節の普通旅費に、講習の受講料を 18 節の諸会議負担金にそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出をご説明させていただきますので、2 ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額 4 億 3,640 万円、補正額、2 款介護老人福祉施設事業費で 33 万 8,000 円の増、計 4 億 3,673 万 8,000 円となるものでございます。

続いて、歳入をご説明させていただきますので、1 ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額 4 億 3,640 万円、補正額、4 款繰越金で 33 万 8,000 円の増、計 4 億 3,673 万 8,000 円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第45号

○議 長

日程第14 議案第45号令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第45号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入及び支出を136万3,000円増額し、計10億9,439万3,000円にそれぞれするものでございます。第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入及び支出をそれぞれ65万2,000円減額し、資本的収入を計4,866万8,000円に、資本的支出を計5,001万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜ります

ようお願い申し上げます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、内容につきまして事項別明細書でご説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1 款病院事業費用、2 項医療外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費で136万3,000円の増。病院事業債は5年ごとの利率見直し方式で借り入れておりますが、主な増額の要因は、平成25年に借り入れております病院改築事業に係ります4億4,580万円につきまして、これまで0.01%の利率であったものが、令和6年度からの5年間は0.4%になったことによるもののほか、令和5年度、昨年の借入れ分1,103万円の確定利息を反映させております。

7ページ、8ページをお開き願います。

収入の部。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計負担金で136万3,000円の増。企業債利息の増額に伴います一般会計負担金の増でございます。

13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、2 項企業債償還金、1 目企業債元金償還金で65万2,000円の減。病院事業債の利率見直しに伴いまして、元利均等返済における元金償還額が減少するものでございます。

11ページ、12ページをお開き願います。

収入の部。

1 款資本的収入、1 項、1 目ともに一般会計負担金で65万2,000円の減。企業債元金償還金の減価に伴いまして、一般会計負担金の減となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４５号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第４６号

○議 長

日程第１５ 議案第４６号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第４６号について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、幸町団地１２号線改良舗装工事。

工事の施工場所は、大樹町幸町１０番地１２４。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、４,００７万３,０００円。

契約の相手先は、大樹町柏木町１３番地の５。播間建設工業株式会社、代表取締役、播間淑晃。

工事内容は、改良舗装工事で、延長は２３２.１２メートルであります。

工期は、契約締結日の翌日から令和６年１２月１０日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第47号

○議 長

日程第16 議案第47号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第47号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、寿町団地3号棟新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は、大樹町栄通29番地11ほか。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億2,936万円。

契約の相手先は、大樹町仲通27番地。株式会社エフリード、代表取締役、藤江伸二。

工事内容は、建築工事、木造平屋1棟5戸と外構工事、駐車場と通路整備であります。

工期は、契約締結日の翌日から令和6年12月25日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

3号棟の右側なのですが、ここに空き地みたいなのがありますが、空き地なのですか、

それとも傾斜がかかっているあれなのですかね。空き地であれば、幅のメーター数を聞きたいのですが。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今ご質問にありました配置図に関する空き地の幅についてなのですが、添付資料でつけさせていただいております配置図の、今年度建設を予定しております3号棟から町道までの幅ということかと思います。幅としましては、7メートル程度となっております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

これは、傾斜がついていないということですかね。7メートルでという感じでいいですかね。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

配置図のほうでご説明させていただきますと、幅7メートルが上下方向に続いてございますが、町道川南21号線、そちらのほうについては傾斜がないような状況となっております。また、その反対側ですね、配置図上でいきますと上のほう、いわゆる福祉センター側のほうになると、約5%弱の勾配がついているような状況となっております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

3号棟のほうに、平成7年度、4号棟5戸と書いてありますが、これで、ここに駐車場を、3号棟の町道予定と書いてあるのですが、そっちのほうに、この7メートルをこっちに持ってきて、駐車場を造るというわけにはいかないのですかね。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

今ご質問の趣旨としましては、今年度も建設予定している駐車場を、今の配置でいいですと3号棟のほうに、3号棟と入れ替えるというようなお話だと思うのですが、現在の駐車場の配置の考え方としましては、3号棟と4号棟の入居者の方に使っていただくことを想定してございますので、その3号棟と4号棟の間に設置するのが一番よろしいかということで、この配置としてございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 52 分

再開 午前 11 時 53 分

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

1 点、名称がちょっと、どういうものなのか分からないのでお聞きしますが、平面図ついているのですが、その中で、寝室に特定という言葉がついているのですが、特定寝室ということはどういうことなのかお聞きいたします。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

平面図の特定寝室の特定の部分の考え方につきましては、公営住宅の整備の基本的考えでありますユニバーサルデザインを考慮した名称となっております。

具体的には、特定寝室のほうに布団若しくはベッドを配置した場合、そのベッドの両側からも、例えば入居者が介護が必要になった場合については、片側からの介護しかできないとか、そういう状況でない部屋の大きさを確保するという考えから、特定寝室という呼び方をさせていただいております。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 47 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 48 号

○議 長

日程第 17 議案第 48 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 48 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、大樹小学校空調設備設置工事。

工事の施工場所は、大樹町東本通 54 番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、6,765 万円。

契約の相手先は、大樹町西本通 29 番地。田中工業有限会社、代表取締役、田中隆一。

工事内容は、機械設備工事、室内機 24 室 26 台設置ほか、記載のとおりです。

工期は、契約締結日の翌日から令和 7 年 1 月 31 日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

指名競争入札ということで、まず、何社をされたのか。

それから、ここに変電設備の電気関係もあるのですよね。この会社は、変電関係もできるから指名したのだらうというふうに思いますが、何人こういう方がおられるのか、どうなのか。49 号も同じなのですよ、現実的には。ここら辺の中身をお教えいただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

指名競争入札の件でございますが、まず、入札に参加した指名した業者の数でございますが、町内事業者 4 社で入札をしてございます。

あと、その資格関係につきましては、まずこの工事につきましては、エアコンの設置ということで管の設備という形で、町の指名の格付けでは、管工事ができる事業者という形で指名をしている経過がございます。また、変電設備の関係に関しましては、その事業者には資格者がいるかどうかに関しましては、基本的にはその部分に関しましては外部に対する委託も可能としておりまして、その部分に関しては、会社自体が行わなくても主たるものの管設備に関しては自社のほうで管理ができるという形を基準としておりますので、そういった部分で指名をしてございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

苦しい答弁かなと思っていますよ、現実的には。それ以上やりませんが、厳正にね。町内に落ちた。それから電気変電関係は、下受けに出すのだよということだろうというふうに思います。そこら辺は、指名委員会もあるわけですから、きちっとルールを定めて、これ以上言いませんが、十分胸には担当課は分かっているだろうというふうに思いますので、それ以上言いませんが、もう少し厳格にやり方を、指名するときも含めてお願いをしておきますから、答弁も要りません。胸の内は大体分かりますから、そこら辺でやめておきますが、厳格に、含めてお願いをしておきます。

以上。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

関連するといえば関連すると思うのですが、ぜひ電気設備とか本体のエアコンとか、分離分割で発注したほうが良いというふうに考えますが、特にこういう電気工事になると、その部分が大きいですね。そういうふうに思うのですが、そういうことはぜひ検討いただけないでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

町の公共事業におきまして、庁舎建設とかプールの建設、そういった部分の大きな事業に伴うものに関しましては、そういった形で、建設主体とか機械設備とかで分離で指名させていただいています。

今回の件に関しましては、1億円を超えないという部分で、5,000万円程度で収まるということで、この発注に関しては、一括が妥当であろうということで決定してございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

工期が、契約の締結日から令和7年1月31日なのですが、この工事が始まって、今年の夏、万が一の猛暑の場合には、これどっちの小学校、まだ中学校いっていませんが、対応できる可能性はないということの理解でよろしいでしょうか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

工期が来年1月31日ということで設定させていただいて、今年の夏に向けては、まずスポットクーラーも購入いたしました。また、大型扇風機等々も購入をしたところでございまして、そういう部分で対応していくと。

また、夏休みを、今年については30日に延長ということで、そういう部分で、今年はエアコン設置までは何とか乗り切っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 議案第49号

○議長

日程第18 議案第49号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第49号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、大樹中学校空調設備設置工事。

工事の施工場所は、大樹町鏡町1番地1。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、6,036万8,000円。

契約の相手方は、大樹町字下大樹189番地8。有限会社上野興設、代表取締役、上野貴博。

工事内容は、機械設備工事、室内機17室24台設置、ほか記載のとおりです。

工期は、契約締結日の翌日から令和7年1月31日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日6月5日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6月5日は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時03分

令和6年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月6日（木曜日）午後10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副 町 長	松木 義行
総 務 課 長	吉田 隆広
総 務 課 参 事	杉山 佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢 厳則
企画商工課参事	菅 浩也
住 民 課 長	牧田 護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	水津 孝一
保健福祉課参事	瀬尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久 琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純一
会計管理者兼出納課長	楠本 正樹
町立病院事務長	下山 路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾 裕信

＜教育委員会＞

教 育 長	沼田 拓己
-------	-------

学校教育課長兼学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

井 上 博 樹
梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
清 原 勝 利

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長
係 長
主 事 補

佐 藤 弘 康
木 田 悟 史
佐 藤 有 見

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

3番 辻 本 正 雄 君

4番 吉 岡 信 弘 君

5番 西 山 弘 志 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。

1番 播間章浩君。

○播間章浩議員

先に通告しておりました、大人も子どもも集まれる空間づくりについて、町長・教育長にお伺いいたします。

現在、大樹町内では、乳幼児を含む子育て世代、高校生、移住者、高齢者など幅広い年齢層において、集まれる場所を求める町民の声が多い中、自然に集まれるコミュニティー空間、場所が少ない。

移住者が増えている大樹町においては、移住者へのコミュニティー空間の提供、情報拠点の場、出会いの場としての空間づくりが必要と考える。

集まれる場所が増えることによって、住民の交流促進が図られ、地域社会の活性化、コミュニティーの連帯感の向上、孤独防止、多世代交流の促進、交流の場でのアイデア交換による新たなビジネスチャンス等を含め、大樹町内への経済効果が期待できる。

そこで、以下の点をお伺いします。

1、集まれる場所についての町民ニーズや要望の把握状況について。

2、町において集まれる場所の認識について。

3、旧北保育園・南保育園の今後の活用について。

4、大樹町経済センターの一部借上げについて。

5、公園・図書館の建設計画について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

播間議員ご質問の、「大人も子どもも集まれる空間づくりについて」お答えをいたします。

1点目の「集まれる場所についての町民ニーズや要望の把握状況」につきましては、第6期大樹町総合計画策定時に実施したアンケート調査や、昨年開催した住民懇談会、たいき未来共創会議、高校生議会などにおいて、「交流の場」や「集まれる場所」が必要といった意見をいただいているところであり、町民ニーズや要望があるということは把握しております。

2点目の「町において集まれる場所の認識」についてと、3点目の「旧北保育園・南保育園の今後の活用」については、関連がありますので、まとめて答弁をさせていただきます。

旧南保育園については、部屋数が多く、広い遊戯室や厨房が備わっていることから、ニーズが高い子どもから高齢者が集まれる多世代交流施設としての可能性を検討しているところです。

また、旧北保育園につきましては、一部を柏木町行政区が利用している状況ですが、利用していない部分につきましては、サテライトオフィスなどの活用を検討しているところです。

4点目の「大樹町経済センターの一部借上げ」につきましては、人が集まれる場所として利用するには、スペース的にも2階の多目的ホールになるかと思いますが、定期的に利用している利用者もあり、常時借上げするのは難しい状況であります。ただ、曜日や時間帯によっては空いていることもありますので、所有者の大樹町商工会と協議が必要となりますが、例えば高校生が放課後に勉強をしたり、居場所として利用することも可能ではないかと思っております。

5点目の「公園・図書館の建設計画」につきましては、公園につきましては、今年度にみどりの基本計画を策定し、令和7年度に実施設計、令和8年度に整備することで協議を進めてまいりたいと考えております。

図書館につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、播間議員ご質問の「大人も子どもも集まれる空間づくりについて」お答えをいたします。

5点目の「図書館の建設」についてであります。これからの図書館に求められる機能やサービスなどについて、本年度設置いたしました図書館のあり方検討協議会において、本年から2年間かけ協議を進め、町民の意見を集約してまいります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

まず1点目、集まれる場所の町民ニーズ、要望状況の把握状況について、町長から答弁ありましたとおり、町民ニーズや要望があるということは認識されているということでお伺いしております。

改めて、私も町民ニーズについて、どのような結果が出ていたかというところで、答弁にもありました6期総合計画策定に向けた町民アンケート、これの中で、集まれる場所を求めるアンケート結果が結構多くありました。

その中で、場所というところでキーワード検索をしますと、公園、飲食する場所、道の駅、余暇、娯楽、子どもが遊べる場所、室内で遊べる場所、地域とのつながりが持てる場所、こういった場所を求める声が多くありました。

今後については、認識、要望が多いというところで対応も考えていただいていると思いますが、これから述べる北保育園、南保育園、その辺りもそうかと思うのですが、現時点で、町長のほうで交流の場、その他考えている施策等ありましたら、お答えいただけますでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

まず、公園という部分が、これは屋外になりますけれども、公園の遊具も含めてですが、遊具は子ども向けなのでしょうけれども、子どもだけが集まるというわけではなくて、その親、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんも含めて、犬の散歩に来てもいいと思うのですが、そういった方々が来てくつろげる、あるいは子ども達が遊べる場所というのは、まず一つかなと思っています。これは屋外でありますけれども。

屋内につきましては、屋内でも子どもが遊べる場所が欲しいと。子どもといっても、ゼロ歳児から2歳児、3歳児とあって、小学校3年生、4年生、5年生と同じ場所で遊ぶというのはちょっと難しいと思うのですが。こちらのターゲットとしましては、乳幼児、よちよち歩きの子というぐらいのイメージで、道の駅の一部遊べるコーナーというのは、もともとあったのですが、撤去したので、その後として今整備をしております。結構使われておりまして、私も時々見に行くのですが、買物のお客様も含め、町民の方も、子どもを遊ばせて一服しているというような姿をよく見ているところでございます。

交流の場というところでは、多世代が集えるような場所というのもあったらいいかなと、いろいろな世代が自由に集まれる。例えば、ショッピングモールの中にあるような、イート

インのような、ああいった誰でも入れるような、そういった場所というのがつくればいいのかとは思ってはいるのですが、具体的にどこがいいかというのは、周辺の環境等々もあり、ここは具体的に今なっていないです。ただ、先ほど申しました、北と南の保育園の跡利用というところでは、そういったことも考えられないかなというような検討を今進めているところではございます。

また、既存の各町内会の行政区会館では、老人クラブの方々が定期的に集まっている町内会もありますので、そういったところは、多世代ではないですが、世代が限られてきますけれども、そういった利用はされているというのは把握しております。そういった高齢者の方もお出かけて、友達同士が顔を合わせるといのは非常に大事な事だと思っておりまので、福祉センターも含め、そういった場面といのは大事にしていきたいなと思っているところでございます。

答えになっていますでしょうか。以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

まさしく、多世代交流の場といのは非常に重要だと私も認識しております。公園についても、子ども達ではなくて、皆さんが集まれる場所、交流できる場所、利用できる場所といのは本当に必要かと思っておりますので、公園については、引き続き、みどりの基本計画とか、いろいろな今意見をお伺いしている段階かと思っておりますので、引き続き対応をお願いしたいなと思います。

そこで、多世代交流の場として、南保育園で検討されているということをご答弁いただきました。こちらについて、非常に賛同できる部分がありまして、ぜひ実現に向けて検討を進めていただきたいなと思っております。

町長の答弁にありましたとおり、高齢者も含めて、集まれる場所ですね、そういった場が増えて、住民の交流促進が図られることによって町が活性化する、あと、先ほども申しましたけれども、高齢者の孤独防止等、そういった集まりが増えることによって、皆さんがまた飲食する場所とか求める場所も増えてくるかなと思っておりますので、町全体への経済効果も期待できるかなと思っております。

また、移住者、大樹町は結構増えております。移住者が孤独になっているという話も聞きますので、情報交流の場というところも、あと、出会いの場というところも必要かなと感じております。

そういったところで、認識は共通しているかなというところで今ご答弁いただいたところでもありますけれども、その中で、南保育園の活用について、ちょっと詰めて触れていきたいなと思うのですが、多世代交流の場として、部屋数が多くあるというところですので、一つは、子どもだけが遊べる場ではなくて、それも町長と認識が一緒かなと思うのですが、子どもが遊べるスペースがありながら、高齢者も集まれるスペースもありながら、そういった

自然に集まれる場になり得るのではないかなと僕も考えております。一部の部屋では、例えば健康増進室というか、そこに行けば、いろいろなことができて、交流できて、人も集まれる、そんな場が必要かなと考えております。

なおかつ、大きな厨房があるというところでご答弁もいただいております。この辺り、やっぱり人が集まれる場所については、飲食のスペースも必要ではないかなと思っております。まして、カフェの併設ですね、そういったところも必要ではないかなと感じておりますけれども、この辺りの全体的なコミュニティ空間の場の提供とカフェの利用というところで、町長のお考えあれば、お聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

多世代交流の場、健康増進室等々はいいかなと思います。飲食ができるようにしたいという部分はあるのですが、厨房を使って、皆さんでわいわいと料理を作るというようなこともあってもいいかなと思うのですが、カフェとなりますと、ちょっと商売になってくるので、これはやる方がいるかどうかというところが問題になってくるかと思います。希望があれば、考えられるかなというふうに思っているところであります。テナントとして入るのかどうかということかなと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

カフェ、希望があればという話ですが、恐らく私の感覚では、やりたい方は出てくるのではないかなと思っております。そういった交流の場を作ろうとすると、やっぱり管理人とか常時必要かなと思うのですが、例えばカフェの場、飲食店としての場として提供しながら、管理人もしてもらおうとか、そんな利用をしたら、また人件費とか管理費も抑えられるのではないかなとちょっと感じていたところがあります。

集まれる場所とカフェの併設というところで、他町村の事例ではあるのですが、下川町というところで、「大雪かみかわヌクモ」という交流スペースを運用されているようです。ここは、子どもが集まれるフリースペースもありながら、カフェも併設して、なおかつスイーツ開発工房というのですかね、大人も、お母さんたちも、スイーツを開発しながら楽しめる、そんな空間があるようです。ぜひ、そこをまるっきりまねるのは難しいのかもしれないのですが、参考にさせていただきたいなと思っております。

それと、南保育園につきましては、グラウンドも結構広い面積あるかなと思うのですが、この辺りグラウンドも借りられるのかどうか、若しくは借りられるとして、何か活用を考えているのか、その辺りお伺いできればと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

南保育園のグラウンドにつきましては、借りる方向でお話をしております。ちょっと確認は取れていませんけれども、同一敷地ですので、一体として借りるものだというふうにこちらちょっと認識しております。ただ、どこまで加工していいかというのは、これからの協議かなと思っております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

室内で遊べる空間、これはイメージしているのは、やっぱり子どもになるのですが、子どもも室内で遊びながら室外でも遊べる空間、これは子どもに限らず、高齢者も含めて利用できるスペースがあれば、いろいろな運動をしたりできるかなと思いますので、そういった併用した利用を検討いただきたいなと思います。

それで、次に北保育園ですね。こちらにつきましては、行政区で借りていただいて活用しているというところではあるのですが、行政区だけで借りるには、ちょっともったいないという言い方が適切かというところもあるのですが、まだ様々な利用ができる施設ではないかなと認識しております。

サテライトオフィスという答弁もありましたけれども、これも何となく数年前からそんな話が聞こえていて、検討いただいていたのかなというところではあるのですが、なかなか進んでいないのかなという印象があります。この辺り、何か進まない理由ですね。サテライトオフィスがあれば、企業が集まるというところでいけば、集まる空間になっていくかなと思いますので、ぜひこの辺りも進めていきたいと思うのですが、もし何か進まない理由があれば、お聞きできますでしょうか。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

サテライトオフィス自体は、経済センターの3階に用意しまして、当町も出資しておりますスペースコタン社をはじめ、現在4社が使っている状況であります。4社といいまして、ほかの社の方は、ここに常駐しているわけではなくて、必要なときに来て使っているという状況ですので、今のスペースで何とか間に合っているというのは、ぎりぎりなのですが、そろそろ狭くなってくるというようなことは聞いておりまして、あそこだけではちょっと難しい、もう1か所必要かなというのを、その辺のニーズを見ながら、新たなサテライト、北保育所も一つ候補ですが、そちらのほうに広げていきたいなと考えているところでございます。

また、スペースコタン社も、社員が段々増えてきまして、手狭になってきているという部分もありますし、一部、これはサテライトオフィスといえるのがどうか分かりませんが、地域おこし協力隊の方々の活動拠点も、今、役場を拠点にしているのですが、大分増えてくる

と、役場のフロアの中ではちょっと厳しくなってくるかなと思っておりますので、そういったものにも使えるように、北保育所のほうの活用を考えていきたいなと思っているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

北保育園につきましても、行政区の利用のほか、部屋数もあると思いますので、様々な交流拠点の場、企業の拠点の場、そういった場として活用いただければなと思っておりますので、引き続きご検討のほうをお願いいたします。

次に4点目、大樹町経済センターの一部借上げにつきまして、高校生が放課後に勉強したり、居場所として利用することも可能ではないかなという認識でおられるというところで、ぜひ、そういった活動、今日、高校生も来ていただいていますけれども、昨年、高校生議会をやっていた際にも、集まれる場所を求めている声というのが非常に多かったかなという印象があります。

常時開放というのは、当然、経済センターですので、商工会の施設でもありますので、そこは当然難しいかなと思っておりますけれども、2階の大部屋というのですかね、あの部屋全部を利用しているということは、そんなに多くはないのかなというところで、例えば3分の1だとか、そういった開放というのは可能ではないかなと考えております。

以前も、一時開放されたことがある、その場所ではなくて別の場所ということでお伺いしておりますけれども、あまりニーズがなかったというところもお聞きはしていますが、その辺り、周知されていなかったのか、スペースが足りなかったのか、利用しにくかったのか、ちょっと分からないですが、そういった場は求めているかなと思っておりますので、どうでしょうかね、ぜひ開放していただきたいと思うのですが、現時点での考えがあれば、お伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

以前からですね、そういった声がございます、その中では、学習センターの視聴覚室を一部開放したことがございますが、位置的に遠いという部分と、ちょっと使いづらいというところもあったのかもしれませんが、あまり利用はなかったと。

ただ、学習センターのホール、ロビーに机とか学習できるスペースを作ってほしいという、これは小学校の親御さんからのリクエストだったのですが、それは机を二つ三つ置いて、椅子を置いて、自由に使ってくださいというふうにしますと、放課後、座って勉強している子はおります。そういったことがございました。

また、高校にあつては、自分たちでそういう場所を作ろうということで、高校の空いている一室をフリースペース的に、ちょっとハイチェアといいますか、少し高い椅子とテーブル

を置いて、集まれるような空間を作っているというのは私も拝見しておりまして、自分達で工夫しているのだなというところは見ております。

その辺も踏まえて、集まりやすい場所というのはやっぱり経済センターの位置がいいのかなと思うのですが、2階がいいのかどうかというのも含めて、ただ、下の道の駅のスペースではちょっと狭いというのがありますので、通路に椅子なんかを置いているのですが、もう少し何か工夫できないかというところはちょっと検討してみたいし、高校生の意見も聞いてみたいと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

実は、利用しやすい場となると、2階より1階のほうが利用しやすいかなという認識は、私もあります。これも、また別の議論になってしまうかもしれませんが、道の駅の在り方というか、道の駅の人の集まるスペースだったり、そういった議論も必要かなと思っております。

先ほどカフェという話で、人の集まる場所には飲食スペースがあるということですが、これもやっぱり経済センター含めて道の駅ですね、飲食できる場所がないので、そういった場があれば、また人の集まり方、出入りの仕方も変わってくるかなと思っておりますので、この辺りも、また別の議論になるかもしれないのですが、ぜひご検討いただきたいと思っております。できれば、1階と2階を開放して、常時、人が出入りしやすいような環境を整えていただけると、自然に人が集まってくるのではないかなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、公園につきまして、これもこれからの議論になるかなと思っております。公園につきましては、町民ニーズ、集まれる場所含めて遊べる場所、これは屋外の関係ですね、屋外で遊べる場所が欲しいという声も多くあるかなと思います。ただ、意外と町民の声を聞きますと、以前、町長のほうで緑地公園というお話もありましたが、緑地公園はもう、例えば柏木町のグラウンドがあるから十分だという声もあったり、そういったいろいろな意見もあるので、全部の意見を集約するのは難しいかもしれませんが、その辺りの町民ニーズを慎重に捉えていただきたいと思っております。

あと、選定の場所ですね。どこが適切かということも、人によって考えは違うかもしれませんが、例えば、先ほどの南保育園が多世代交流の場として活用されるようになった際には、やっぱり近くの鉄道公園が適切なのではないかなと思っております。今は直接、上と下の行き来できないですが、交流の場として出来上がった際には、例えば階段をつけて、下に行けば公園で遊べるとか、そんな場があれば理想的かな。場所も公園があちこちにあるよりも、集まれる場所は一つの空間になったほうがいいかなと思っておりますが、この辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

緑地公園、今、みどりの基本計画の、一昨日も第2回目の会議がございまして、私も冒頭ちょっとご挨拶をさせていただいたのですが、今ある公園の分析なども行っておりまして、緑の分析と公園の分析とやっているのですが、分析の中では、やはり人口がまだ多かった頃に造った公園がたくさんあるのですね、点在しているというようなところで、少し集約してもいいのかなというような議論もあります。遊具も、その頃のままずっと来ていて、古いものが多いと、更新もされずに来ているというようなところもございます。

そういったことも含めて、また、まちづくり全体を考えての、公園だけ優先してということではなくて、まちづくり全体を考えた場所の選定というのが必要になってくるかなというふうに思っているところであります。

鉄道公園の活用につきましても、ゾーニングなんかもありますので、あそこがいいか、あるいはもっと広い場所がいいのかとか、その辺も含めて、みどりの基本計画のほうでも議論されるかなと思っているところであります。

場所もそうなのですが、緑地公園というか、柏木町の運動公園に今なっておりますが、あちらのほうの活用もなかなか結論が出ないかと思いますが、将来的な展望というものもある程度見通しながらバランスを考えての配置というのを考えていかなければならないかなと。

そういう部分では、役場内部でも総合計画の実施に向けてのプロジェクトチームというのを今作っておりまして、バランスを取っていかないと、原課、原課で、担当課が、ここがいいと言って決めてしまうと、後で、そこはこっちのほうがよかったということになりかねないので、その辺のバランスを取りながら今検討を進めているところであります。

また、町民の意見も多く聞きながら進めていきたいなと思っております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ぜひ、町民の声を聞いていただきながら、町民のニーズに応えていただきながら、なおかつ人が集まれるような公園だったり、そういった空間づくりをお願いしたいなと思っております。

最後に、図書館について、これもこれからの計画というところで、協議会等を含めて意見収集が始まっているということでお伺いしております。

ここも、図書館につきましても、集まれる空間、本を読むだけではなくて、集まれるコミュニティースペースとして活用していただきたいなと思います。これも、場所も含めて、今の公園の議論も含めて、やっぱりばらばらだとちょっとバランスが悪いところもありますので、場所の選定含めて慎重にご検討いただきたいなと思います。

これも、昨年の高校生議会でご意見があったのですが、ほかの図書館でいけば、ちょっとしつこいのですが、カフェを併設している図書館もあるということで、私も何件か確認はし

ております。十勝管内にも当然あります。そういう場が出ると、先ほどの議論は、今ある場所を多世代交流の場としてというところではあるのですが、今後、図書館だったり公園については、今後の出来上がっていくコミュニティースペースになるかなと思いますので、そういったところをぜひ集約していただきながらやっていただきたいなと思うのですが、現時点でのお考えがあれば、お聞きできればと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

これからの図書館のまさに在り方、方向性についてということでございますが、先ほど当弁でも述べさせていただきましたとおり、5月17日に第1回目の図書館のあり方検討協議会を開催し、子育て世代の方達、それから図書館を数多く利用しているユーザーの方、さらには図書館ボランティア、学校関係者等々、幅広い町民の皆さまにお集まりをいただきまして、広くご意見を頂戴したところでございました。

このあり方協議会には、毎回ではございませんが、必要に応じて、また参加可能である場合につきましては、高校生の代表の方も委員として来ていただいて、意見繁栄をこの後していただく予定でいるところでございます。

今現在は、大樹町のこれからの人口規模でありますだとか、ほかの公共施設との関わりだとか、そういったことも総合的に踏まえながらも、まずは町民の皆さんがどういった図書館を求めているのか、どういった機能・サービスを必要としているのか、それも含めながら、議員からご指摘のございました場所につきましても、幅広く意見をお聴きしながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

なお、施設に関しても同様でございまして、昨年、高校議会のほうで高校生の皆さんから大変貴重なご意見を頂戴しましたけれども、その中にもありました、集まれる場所としてのカフェということも、恐らくこの協議会の中でご意見として聞くことができると思いますし、その具体については、またその中でも検討をし、最終的には大樹町全体のまちづくりという観点で、まちづくり推進本部におけます具体的な協議の中に意見反映してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

まさに今日、大樹町の未来を担っていただく高校生が来ていただいております。

今、教育長の答弁にありましたように、高校生の意見も集約して聞いていきたいという話でありました。高校生が、卒業後も大樹町に住みたくなる、そんな未来の希望が持てるまちづくりを行っていただきたいなと思っております。

ですので、例えば、今後、今年も高校生議会があると思いますけれども、こういった中で

高校生の意見が上がった際、小さなことかもしれないのですが、高校生の意見が通るというか、自分達の上げた声が町政に反映される、そんな機会をつくっていただければ、また大樹町への愛というか、そうしたものも生まれてくるのではないかなと思っておりますので、ぜひその辺りもお願いできればと思っております。

これで一般質問終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告してありました、大樹高校の永続的存続に向けた具体的取組について質問をいたします。

大樹高校は、今年度から「普通科」が「普通科地域探究科」となり、地域の産業と連携した探究活動の充実が期待されていますが、今年度の新入生は、残念ながら25名にとどまりました。

そんな中で、大樹高校は、令和7年度から推薦入学制度を活用し、管外からの入学生確保に取り組む考えであり、進路希望者の第1次募集活動時期が迫る中で、町としても、入学生の生活環境の整備や学校説明会における魅力度アップの資料作成を急がなければならないと思います。

そこで、町長・教育長に次の点を伺います。

1つ目は、大樹高校が令和7年度に予定している管外留学生の募集内容であります。

2つ目に、入学生の生活環境整備のための「下宿や寮の確保」の考え方であります。

3点目は、地域みらい留学の進捗状況、今後の進め方、受験までのスケジュールであります。

4点目は、大樹町部活動等連携推進協議会の進捗状況と今後の事業内容についてであります。

5点目は、特別委員会の「要望書」に対する大樹高校活性化推進協議会における協議経過であります。

以上、よろしくお願いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

菅議員ご質問の「大樹高校の永続的存続に向けた具体的取組について」お答えをいたします。

1点目から4点目は、教育長より答弁をさせていただきます。

5点目の「特別委員会の要望書に対する大樹高校活性化推進協議会における協議経過」につきまして、要望事項に関しましては、大樹高校活性化推進協議会をはじめ、大樹高校や関係部署と協議を重ねながら進めているところです。

昨年度取り組んだ主な内容としましては、大樹高校の魅力や新学科をPRするパンフレットを作成し、管内の中学校を通じて生徒や保護者に配布したほか、北海道教育委員会に対し、加配教員の継続などについて要請活動を行ってまいりました。

今年度は、入学者の確保を図るため、地域みらい留学事業に参画し、道外からの広域募集を行うこととしており、現在、生徒を受け入れるための下宿や寮の確保についても協議をしているところでございます。

今後も、大樹高校の永続的な存続に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、菅議員ご質問の「大樹高校の永続的存続に向けた具体的な取組について」お答えをいたします。

1点目の「大樹高校が令和7年度に予定している管外入学生の募集内容について」であります。令和7年度の道立高等学校推薦入学者選抜の実施要項は、北海道教育委員会で決定されます。

現時点では公表されておりませんが、令和6年度の道立高等学校推薦入学者選抜実施要項では、全日制の課程の普通教育を主とする学科においては、募集人員の10%から40%程度の範囲の数において高等学校長が定めるとされております。また、道外からの出願に係わる入学者選抜実施要項では、推薦による入学者の範囲の5%程度の数とする。ただし、道立高等学校一般入学者選抜実施要項における出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における出願者数が推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において、各学科における道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受けることができるとされております。

2点目の「入学生の生活環境整備のための下宿や寮確保の考え方について」であります。先ほどの町長の答弁にもあったとおり、受入れ体制について、現在、協議を進めており

ます。

3点目の「地域みらい留学の進捗状況、今後の進め方、受験までのスケジュールについて」であります。本年4月1日、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームと大樹高等学校の3者で、地域みらい留学事業への参画について契約を締結しております。

現在、地域みらい留学のサイトには、大樹高校の情報が掲載されており、随時更新されております。また、オンラインによる合同学校説明会には、既に2回参加しており、今後、4回参加するとともに、大樹高校単独のオンライン学校説明会を数回開催する予定です。さらには、6月29日から30日に東京都、7月27日に札幌市で開催される対面式の合同学校説明会に、大樹高校の校長や生徒、コーディネーター等が参加する予定であります。

4点目の「大樹町部活動等連携推進協議会の進捗状況と今年度の事業内容について」であります。昨年度は会議を2回開催したほか、部活動の地域移行について、小学校5年生から高校生の児童生徒とその保護者のほか、小中高校の教職員にアンケートを実施しております。

今年度は、4月24日に会議を開催し、大樹町における部活動等地域移行の在り方に係る方針を決定したところであり、今後は、この方針に沿って、運営体制や人材バンクの整備、広報活動、部活動地域移行モデル事業や教職員の兼職兼業の検討を予定しているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

回答をいただきましたので、これから再質問させていただきたいと思います。

前段に、大樹町にとって大樹高校の存在・存続というのは、単に南十勝唯一の普通科高校であることだけではなくて、地域の基幹産業である農業・漁業・林業の振興と、長年の夢が現実に向けて歩み出している航空宇宙産業の振興に、近く実現予定の日高山脈襟裳十勝国立公園を加えた観光産業の振興をドッキングさせた大樹町の将来のまちづくりにおいても、かけがえのない存在であることは言うまでもないと思います。

少子化の影響で生徒数が減少し、募集定員は令和3年度に1間口に削減され、令和4年度には2間口に復活したのですが、生徒数が確保できず、令和5年度以降、再び1間口に削減された経過があり、令和6年度からの普通科地域探究科転換に期待されましたが、先ほど申し上げましたように、残念ながら、新入生は、町内、町外合わせて25人とどまり、今後、将来に向けて大変厳しい現実を突きつけられたのではないかというふうに思うところであります。

最初に、令和6年度の新入生の25名の内訳は、大樹中学校19名、更別中央中学校3名、帯七中、中札内、忠類が各1名であると承知していますが、確認をさせてください。大樹中学校卒業生が何名だったのかということと、それから1年生から3年生まで全体の在校生

の人数については何名ですか、現時点で。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

大樹高校の現時点での在籍者数については83名というところでございまして、今年度、大樹中学校から大樹高校に入学された方については19名というところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大樹中学校から大樹高校に進学した生徒数は19名というのは承知しています。ただ、これまでも地元中学校の卒業生の50%以上という一つの大きな目標があったのですが、多分、今年度、令和5年度の卒業生については、大樹中学校の数字が出なかったのですが、19名というのは50%を切っている状況だというふうに思います。

それで、これまでも目標が50%以上確保したいということがあったのですが、地元中学校卒業生の50%以上というのは、過去数年間確保できていない状況になります。現状のままで推移すると50%以上、例えば20名以上という確保については、今後については大変厳しい状況にあるのではないかと思います。教育長はどのように判断していますか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今後の地元中学校からの大樹高校への入学希望者の確保というご質問と受け止めさせていただいたところでございます。

大樹中学校に限らず、少子化という傾向は、これはどこにもあるところでございまして、大樹中学校の生徒数も激減することはございませんが、ほぼ現状どおりの数で推移すると認識しているところであります。

その中で、大樹高校への進学希望者、入学者50%を目標にということは、やはりこれは大きな目標として掲げ続けなければならないと思っているところであります。しかしながら、今年度新学科を設置することによって、菅議員も言われましたが、希望者が増えるかというような期待もございましたが、結果的には、そのようなことにならなかったということでございますが、その一つの総括として、大樹高校に設置されました新学科の内容については、大樹高校の校長先生をはじめ、多くの皆さまが、道教委の方たちも、足を運んでいただき、説明会等を開いたということで、これについてはかなり浸透したというふうに思っているところであります。しかしながら足りなかったのは、新学科を設置することによって、大樹高校がどのような魅力的な学びやになったか。この魅力、それから特色、それを十分に伝え切ることができなかった。それが昨年度の取組の反省だというふうに思っているところ

であります。

よって、今年度、そこを伝えることが50%に近づく一つ的手段だと思ってございます。そのために、教育委員会の一つの取組としては、私どもが魅力あるということを伝えることも必要でありますけれども、いわゆる子ども達、大樹高校の現役の生徒が、いかに大樹高校が素晴らしい学びやであるということを、中学生や小学生に伝えることということが非常に私は大事だと思ってございまして、そういった場を設定したいということで、今年度、大樹教育の日を、小、中、高の生徒が、全部ではないのですが一堂に会して学校祭等で取り組んできた合唱の発表をしたり、それぞれが取り組んでおります大樹学又は総合的な探究の時間の学習の成果を発表し合うというような子ども同士のつながる場というのを設けていき、そういった取組に力を入れてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、教育長が言われました、特色について十分伝えられなかった、その結果だというふうに総括していると言われました。現役の生徒の方々に、後輩というか小学生、中学生に、いろいろな場でもって伝えてもらうことも大切だと言われましたが、そのことは否定しませんし、そのことが大切だと思います。

ただ、やはり将来の大樹のまちづくりに大樹高校が必要だとなれば、町全体がそのことを強く認識して、あらゆる手段を持って、将来、入学者を確保していけるような形にどうすればいいのか議論し、行動に移すことも一方で大切だと思いますので、人数確保につきましては、後でまた伺いたいと思います。

令和4年度に議会が結成した特別委員会の中では、大樹高校生が学校生活を有意義に送る、そして学校行事を楽しく過ごせる目安としては、1間口になっても、最低でも3桁、1・2・3年生合わせて3桁の在校生がいることが、やはり最低目標としていかなければいけないのではないかとということを議論されまして、そのことも伝えたいつもりであります。

そのことをまた改めてお聞きしたいと思いますので、次に、1番目の道外からの令和7年度に予定している管外入学生の募集の内容についてお聞きしたいと思います。

推薦入学制度にあたっては、あくまでも地元入学生を優先することが基本だということですので、道内希望者枠に余裕があれば、道外入学者を増やすことが可能であるということなのですが、これからいくと、道外入学者の募集、確保できる範囲というのは、まず最低2名がベースで、40人の5%で、余裕があれば増やせると。ちょっとその上限は微妙なのですが、3という数字もありますので、それが道教委の考え方であるというふうに理解しているが、そのことは間違いありませんね。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

議員ご質問の道外募集の関係でございます。

令和6年度でいきますと、大樹高校の推薦枠は40%ということでなっております、定員が40名でございますので、16名枠が推薦枠ということになります。また、令和7年度に予定しております道外枠については、その推薦枠の40%の5%ということですので、16人のうちの5%が道外枠ということになりますので、1名ということになります。

ただ、条件によっては、先ほど答弁でもさせていただいた中では、推薦枠に達していない場合は増やしていけるということの条件もついてございますので、基本的には道外からは1名ということになってございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

若干認識の違いがあったのですが、私達の認識としては40%で16名であって、40%の5%で2名というような考えがあったのですが、これが1名なのか2名なのかということは、それは今ここで議論しても仕方がないので、そういうことだということで理解をしたいと思います。

今、課長が言われました、令和6年度は40%入学生の推薦枠がありましたということで令和7年度もあるのですが、大樹高校が判断した十勝管外、道内、道外の推薦入学募集については、令和7年度に向けて、道外の今言われました40人の40%、16人の5%という数字、人数で1名だけで、今回の推薦入学枠というのは1名ということになってしまうのですが、そのことを置いておいて、道内の推薦枠の活用というのは、この間、1年間の中で議論されなかったのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今、菅議員ご質問の、いわゆる道内における推薦入学の状況、その内容についてということでございましたが、道内における推薦入学については、令和6年度の入試から実施してございまして、管内も含め9名のお子さんが推薦入学で入られたというふうに聞いているところであります。

したがいまして、昨年度から、道外は令和7年度からでございますが、管外を含めた道内については、令和6年度から推薦入学の募集をかけているというように聞いているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、令和6年度、25人の新入生のうち、先ほど申し上げましたように大樹町があるのですが、その中には、募集のときには、十勝管内以外、道内の学校にも募集はしたという、それは教育委員会と学校の中では意見の一致をしたところであったと思うのですが、残念ながら、十勝管外からの募集については、応募がなかったという理解でよろしいですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

大樹高校のほうから推薦入学を実施したいというのは聞いてございますが、最終的な判断は、それを認めるかどうかということは、北海道教育委員会の仕事でございまして、私どもがそれにいい、悪いということはもちろんないのですが、話は伺っていたところでございます。

北海道教育委員会が推薦入学制度を認めるということでございますので、北海道教育委員会を通して、全道のほうに広くそれは周知されたというように認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと認識が、すっと来ないのですが、令和6年度も道外からの入学生を募集したとなれば、道教委の判断としては、管外の入学生を受け入れる場合には寮や下宿の整備が前提条件になりますよという生活環境の整備ではありませんでしたから、そうすると高校が令和6年度に募集するときに、例えば道内で札幌とか函館のほうから生徒が来る場合、全道ですからね、そういうときに生活環境の整備については、あれは、道外以外は関係ないという判断なのですか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議 長

再開いたします。

沼田教育長。

○沼田教育長

先ほどの菅議員からのご質問でございますが、昨年度募集したのは、管外を含めた道内への推薦募集ということで、道外の推薦募集の認可要件として、いわゆる道外から募集するときと同様の下宿等の宿泊、子ども達の生活環境の整備ということは、その要件に入っていないというふうに聞いてございます。したがって、昨年度は道内だけの募集ということで、大樹高校は募集をかけたというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それは、ちょっと解釈の違いはありますけれども、私が間違っただけということで。

では、下宿や寮の整備については、道外からだけとなれば、ただ、実態として、十勝管内からの、例えば入学生については通学に要する、例えば定期の購入とかの支援体制がありますが、例えば十勝管外の道内からの場合には、全くそのことは予算化もされていませんし、議論もされていないのですよ。だから、例えば旭川の子が来るといった場合には、どうぞ来てください、勝手に何かを見つけて生活をしてくださいということであれば、これは不十分さがあると思いますが、これは高校の議論として、今ここでどうするかというふうになりませんので、置いておきたいと思いますが、それも今後の課題として、以前議論としてあったのは、大樹高校で部活動などをするために、十勝管内でも遠くから来る入学生に対しては、例えば地域で下宿や寮があったほうがいいのではないかという議論があったのですが、十勝管外から来る入学生に対して全く手立てがないというのは、若干今後の課題ではないかと思いますので、改めて議論をさせていただきたいと思います。

そうしますと、次に2点目に移りますが、管外入学生の生活環境整備のための下宿や寮の確保についての考えなのですが、前提条件として、自治体の下宿や寮の整備をしなければならないということになることは、先ほど議論で一致しているのですが、若干人数に1名、場合によっては増えても2名という形ですので、僕は3名かと思っていたのですが、違いがありますけれども、現在その生活環境の整備については、検討中、協議を進めていますということなのですが、どこまで進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

道外募集ということでございまして、生活環境ということでございます。

まず、1名から2名というところですが、これはもう少し幅があるというふうに思っております。希望があれば、40名以上超えては無理なのですが、地元の入学生の数に応じて、もう少し幅が広がるというふうに思っております。ただ、いきなり5名も10名も来られるということは、あまり可能性が低いのかなと思っております。1名から数名の方が来られる可能性があるかなというふうに思っているところでございます。

その中で、下宿、寮等については、現時点ではそういった建物がございませんので、今後の対応ということになりますけれども、最初は1学年ですので、仮に2人来られるとすれば2部屋、あるいは合同であれば、1部屋に2人入っていただくというようなこともあろうかと思っておりますけれども、そういった規模だと思えます。それが2年、3年続いてくると、その3倍ということになりますし、段々入学生が増えてくると、某管内の町では20人から来ているところもありますので、そうなると3年間で60人というようなことを受け入れなければならない場面もあるやに伺っております。

通常はそんなに多くはないとは思いますが、そういった部分で、まずはスモールスタートということになろうかなと思っておりますけれども、私どもとしては、空いている職員住宅の活用も考えておりますが、高校生を対象とした下宿をやりたいという方の声もありますので、そちらのほうとも調整をさせていただいている。あるいは新たに居室を造って貸すことも可能だというお話もいただいておりますので、そういった民間の方々のご協力もいただきながら、最悪はですね、最悪といいますか、その辺が間に合わない、あるいはうまく整わない場合でも職員住宅の改良等で当面は対応していこうというふうに考えているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、町長からは、当面は、例えば職員住宅、若しくは下宿の部屋という話があったのですが、先ほどの答弁にあった学校説明会をオンラインで既に進めているということなのですが、その中に、相手方は生徒と保護者の方がいますよね。学校関係者もいます。そこに、大樹高校を希望してくださいというふうにPRする魅力度を説明するのですが、その中で遠くから来る子ども達に、親も子ども達に不安ないように、生活環境はこうなりますよということが入っていないのですか。例えば、寮の整備だと、寮の冷房管理でこういう生活環境はこういう部屋ですと。例えば当面は、町長に言われたように、職員住宅の改修ですが、1年後、2年後にはこうしますとか、写真入れて例えばこういう部屋ですと、広さやそれから料金とか、設備の関係について、学校説明会の資料の中に入れるということにはなっていないのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまPRの具体的な内容記述ということでございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、既に大樹高校の情報等についてはホームページ等で掲載しているところでありますが、菅議員からご指摘あった住居環境、あるいはハウスマスター的な子ども達の身の回りのことの気配りをしてくれる人の手配とか、そういった部分については、残念ながら今のところ具体的に説明できるものがないので、今後整備をしてまいります、分かり次

第、掲載をしまいいります、ご説明をしますということで、今お答えをさせていただいているところであります。

よって、町全体での準備の状況でございますが、そういった質問というのは常にこれから具体化していくときに、最も気になるところだと思いますので、そういったところに遅れないように情報を提供していける準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

進んでいないものは、仕方がないとは言いませんが、例えば、今、自分達が親となったとおいて考えた場合に、子どもを遠くに、夢を叶えるというか、遠くに手放すときに、どういう町で、どういう環境なのか、町全体が産業とか、それから、うちの宣伝として航空宇宙があるでしょうし、そういうときに、子どもの生活環境はどうなのかということは、それは、親としては、子どもを出すときに一つの大きな課題ではないかと思うのですよ。

それが説明会をするときに、これから進めていきますからという資料でやるというのは、ちょっと不十分で理不尽ではないかと思うのですが、やっていないのですから仕方がないかもしれませんが、それで子どもに魅力を伝えようなんて、ちょっとあまりにも傲慢な態度でないかと思うのですよ。

ただ、ないといっても、仕方がありませんけれども、これからまだ6月末とか7月、8月に向けて、オンラインではなくて対面式の説明会もあるので、そのときまでも、まだそれはできないということで、入学生が決まった後に整備するから、今のところは何とも申し上げられませんというふうに向こうの学校側にも、生徒にも、保護者にも、そういう話をするということなのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

今後の具体的なスケジュールということでございますが、大樹高校では、8月の下旬にオープン・ハイスクールを予定しております。そのときに希望者には来ていただけるような、参加いただけるような、今計画を持っているところであります。

したがって、そのときには実際に大樹に来ていただきますので、町の様子を見ていただくとともに、具体的なこちらの計画、あるいは住宅環境について、こういったものを用意していますというものを具体的にお話したり、説明ができる段取りにしていきたいと思っているところであります。いつまでも、後出しじゃんけんのように用意します、用意しますと言って、来られるまでは分からないということがないように、精力的に準備していきたいと思っているところであります。

ただ、それがいついつまでに整う、いついつまでに説明というのは、まだそこまで計画が

進んでございませんが、一つはオープン・ハイスクールのときには、具体的な説明、具体的なところを見ていただくというような取組は必要かと思っておりますので、そこを一つのポイントとして準備等を進めていければなと思っているところであります。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

気になるのは、ずっと話の中で、大樹高校では、大樹高校ではと言われるのですよね。でも、このことは、大樹高校をずっと存続させたいというのは、町の願いであって、大樹高校の校長、校長でもないと言ったら校長に怒られますけれども、大樹高校の学校の教職員ではなくて、私たち大樹の町民、大樹の町が、ずっと大樹高校には生徒達が過ごしやすい環境で勉強して、将来ここから巣立っていつていただきたいという希望を込めているのですから、大樹高校がやっているのではなくて、大樹高校と本当はどうやって関わってきたのか、関わっていくのかということが一番大切だと思うのですよ。オープンスクールの問題ではなくて。

だから、何もそこは連携がないから、大樹高校では、まだこれからですという話をしたら、向こうの親は、僕は不安だと思うのですが。もう1点は、いい部屋でなくてもいいから、こちらに来たら、例えば子ども達の生活をちゃんと管理する人たちはこういう人がやりますとか、そういうことも、やはり合同説明会の中に入っていないと、行ってみたいけれども駄目だと、せっかくのチャンスを逸するような形になると思うので、そこは今後、青写真がないのではなくて、十分議論をして、大樹高校も説明ができやすいように。

そして、この合同説明会には、高校の校長以下、生徒もということがあるのですが、町の関係者は誰も参加しないのですか。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

今回、東京とか札幌に対面式の学校説明会に行くのは、議員をおっしゃるように、一応、高校の校長先生、それと生徒、若しくは道内でいけば、札幌でやる場合は、卒業生というふうに聞いてございます。

また、両方には、高校に配置されているコーディネーターの方が行かれるということで、その方が主に町のPRも含めて、高校のPRも当然そうですがそのような形で周知していくというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりましたと言いたくないのですが。

説明会、先ほど言いましたように、町にとって大事なことです。ただ、それを答弁の中で、高校ではそういうふうにと聞かれています。高校は、議論に参加してくると、協議をしてそういう形になりましたという答弁でないといけないと思っているのです。相手がこう言っています。それをお任せしていますということではなくて、どうあったら大樹の魅力を伝えられるか協議をした結果、こういうふうに決めて対応する考えですというふうにするのが当たり前でないかと思うのですが、これ以上言ってもしょうがないので、そこは何となく残念と言わざるを得ないと。

時間の関係もありますから、大樹町部活動等連携推進基本委員会の進捗状況と今後の事業内容について伺いたいと思います。

最初に申し上げますけれども、これまで大樹高校が行ってきたアンケート調査や議会の特別委員会が行ってきたアンケート調査において、中学生や保護者が高校を選ぶ場合に、どういうことを基準にするかという中において、やっぱり将来、大学進学や専門学校進学、そして就職活動を、自分の夢を叶えるために課外学習や塾などの充実があればいいと。それともう一方で、小学校から中学校まで培ってきた部活動を継続してやれるということが、一つの高校を選ぶ大きな基準だということは一致しているわけであります。

ただ、残念ながら、大樹高校では、ここ数年前から部活動が低迷しているというふうにお聞きしていますし、この1年間の中で大きく変わった状況がないというふうに判断しています。そんな中で、中学校の部活動の地域移行という取組が今始まっているのですが、それは令和5年2月に推進協会の準備をして、令和5年度に入ってから結成総会をやって、そして何回か協議をしているのですが、その中心的な目玉が、中学校の部活動の地域移行だけでなく、小学校、高校も取り込んで、小中高一貫でやりたいというふうに推進協議会の中で一致したというふうに聞いていますし、今後もそこに軸足を置いて協議しながら、体制づくりと指導者確保、財政的な確保の協議を進めるということで聞いているのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

菅議員からご質問の部活動の地域移行の基本的な基本方針、まさにその柱の部分でございますが、ただ今おっしゃられましたとおり、国が求めているのは、中学校の部活動の地域移行でございますが、本町の実態を踏まえたときに、そこだけではなく、小学校の少年団から高校の部活動まで含めて、大樹で生まれ育つ子ども達の運動環境を整えていきたいということを柱として取り組みたいということでございますので、議員の認識のとおりでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただ、時間もありますし、中学校の部活動につきましては、令和5年、6年、7年が準備期間で、令和8年度から移行という国からの方針があるのですが、大樹高校の部活動については、もう既に、それはいろいろな形で議論されて動いているのですよね。令和8年度を待ってということではなくて、もう既にこれは手がつけられていて、どういう部活動をやっていくか、そこに小中高一貫であれば、小学生から中学生までのものを継続するのか、高校だけできるものをやるのか、それと、特に欲張ったとは言いませんが、小中高の部活動の一貫になると、小学校は少年団活動で、父兄が中心になって、お金も出して、やりたい人が集まって、時間外活動でやっているところ、中学校は今までずっと学校行事として取り組まれてきたと。高校は道教委が所管でもって高校独自のものをやってきたと。

今は、若干統一が取れていない中を統一するというのは、非常に困難な状況があるやに思います。そのことを含めて、今、中学校は令和8年からスタートできればいいのですが、高校はそれまでそのまま黙って据え置くというか、できるものから高校と活性化推進協議会、教育委員会、地域の生徒、保護者との議論の中で、どこか、これは令和8年度前に手をかけたいこうという状況はないのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

部活動の地域移行につきましては、議員がおっしゃるとおり、本町では令和5年度、6年度、7年度を準備期間として、8年度からできるものについてからスタートしたいという計画で進んでいるところであります。

高校についてでございますが、今現在、ある部活動について、町の体育連盟にあります所属団体と合同で練習するソフトテニスでございますとか、あるいは有志のほうで申出いただいております野球等でも、もし希望者があればやりたいというようなことの申出をいただいているということは、高校に情報として提供しているところでありますし、そういった動きがあれば、教育委員会としても支援をしていきたいと考えているところであります。

それから、今後なのですが、モデル事業として今年度検討しまして、来年度一つか二つモデル事業として起こしたいと思っております。その事業には、小学生、中学生、そして高校生の希望するお子さんには参加いただける体制でやっていきたいなと考えているところでございまして、それを一つの、まさにモデルでございますので、実践検証をしながら、令和8年度の本格実施に向けて準備をしてまいりたいと、そんな計画でただいま考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

難しさはあると思うのですが、どうも話が推進協議会をつくったと。骨組みは小中高一貫だということで、基本方針を決めて、その中で議論をされていると思うのですが、教育長の答弁でいうと、何かやっているものがあれば、それに対して支援をしていきたいと。そんな話ではないと僕は思うのです。推進協議会の中で、町ではこういうことがやられているから、それを取り入れていこうではないかというようなことを議論して、人的財政的支援をどうするかということが大事ではないですか。

つい最近マスコミで、白糠町では、バトミントンを町の競技にして、それで全国から来る生徒を受け入れているということもありますし、だから町の誰かがやっていることのそれを手助けしようではなくて、この推進会議で、この部活動の地域移行に向けて、小中高一貫に対して本腰を入れてどうやってやっていくのだという議論をして、当面ではこれとこれを何とか定着させようとか、そういう議論をするべきではないかと思うのですよ。

何かがあれば支援したいというのは、それをお粗末過ぎませんか、教育長。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまの進捗に関わる部分だと思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、高校の今現在やっている部活動に対する支援は、今ある町の競技団体等の中でできることということでお申出もいただいておりますし、現に、一緒に練習に取り組んでいるものもありますし、あるいは中学校の部活動に高校生が一緒に参加してやっているという活動もございます。そういったことで、今、本町の状況としてできることについては、さらに拡充してまいりたいと思っているところであります。

それから、今後のことについてでございますが、昨年取りましたアンケート等を見た中に、中学生、高校生、また小学生もそうなのですが、それぞれに少年団や部活動がない中で、こんな活動をやってみたいというような希望もございますし、あるいは小学校、中学校、高校でそれぞれある活動を継続してやっていきたいという希望も子ども達にあるようでございます。

そういった子ども達のニーズも踏まえながら、さらには、本町におられる人材、競技経験がある、あるいは指導の意欲がある、指導経験がある、そういった方達の情報を掘り起こしながら、具体的にモデル事業では、そういったことでまず一つの種目、競技に取り組んでいきながら、令和8年度にはさらに種目数を増やしてまいりたいと思っているところでございます。

計画の遅さはあるかもしれませんが、令和8年度に向けて計画を一つずつ具体化していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今していきたいという願望的なものは伝わるのですが、実際にここはやりますということの意欲が見えないのであります。そういう数年間の停滞期間中に、例えば小学校、中学校で部活動を頑張ってきた子ども達が、例えば管内のいろいろな高校を管外に流出して頑張っているのですが、そのことをできればこうしたいということがあるので、そのことについてもっと真剣に取り組んでいくことが入学生確保に大きな力になると思うので、そこは今、全部結論を出せませんが、例えばそこを精力的にお願いしたいと思いますし、つい最近の事例では、新聞でご存じだと思うのですが、大樹高校の女子バレー部が高体連の十勝支部大会で多分何年かぶりに1勝を上げましたね。芽室高校に勝ったのですよ。そういう小中高がつながった競技もありますので、そういうことをぜひ参考にして、今後もっと熱の入ったというか、真剣な議論をお願いしたいというふうに思います。

それと最後に、特別委員会の要望書に対する活性化推進協議会の議論なのですが、一つは、パンフレットの作成に向けて、高校にお任せだったのか、活性化推進協議議会がどのように関わったのか、お聞きをしたいと思います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

パンフレットの作成につきましてでございますけれども、高校のほうで地域コーディネーターと内容を相談しながら作成したというところでございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そういう話ではなかったのではないですか。専門部を作るとか、いろいろなことを含めて、高校と連携を取って、大樹の魅力を伝えるのだから、例えば、航空宇宙についても、地域の産業についても、それから観光についても、それは、印刷や何かの最後の製本を別にして、これで売り出そうというようなことに、町が関わってこなかったというのをちょっと納得できません、私はね。今後の課題にあるのですが、それは置きます。

そして、これを配布したのは、どこまで配布したのか。議会の行政報告では、学校訪問は、令和6年度に向けて令和5年度は、大樹中学校、忠類中学校、糠内中学校、更別中学校、中札内中学校だけというふうに承知しているのですが、そのパンフレットはどこまで配布したのか。それは、令和6年度に向けて、推薦入学制度を取り組んだという道内にも行ったのか、管内の全学校に行ったのか、学校訪問はなぜやらなかったかということをお聞きしたいと思います。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

今ご質問の、まず学校訪問等してのパフレットの配布についてでございますが、昨年度も、そして今年度も既に終わっておりますが、地元大樹中学校はもとより、隣の忠類中学校、更別中央中学校、中札内中学校、それから昨年入学実績がございます帯広第七中学校、そのところにはパフレットを持参し、大樹高校の説明と、町の支援の状況について説明をしてきているところでございます。

あと、チラシ等につきましては、新聞に折り込んで十勝管内に配布しているということ、あと、パフレット自体の送付につきましては、今申し上げました訪問したところについては、全生徒分と全教職員分は持参をして配布をお願いしているところであります。

以上でございます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今、教育長が訪問された学校にはパフレットを持参したというところ以外に、全道校長会にパフレットを200部送付したほか、高校でのオープンキャンパスにおいても、パフレットを設置しまして配布しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に、要望書にあった活性化推進協議会、高校の決定や今まで事後報告の議論が多かったので、協議会の下部組織として専門チームを設置して活発な議論を進めていただきたいというお願いをしたと思っています。

それから、推進協議会の所管を小中高一貫にするという方向性がありましたので、教育行政とするために、学校教育課に所管替えを検討してはどうかということがあったのですが、これについてはどういうふうな扱いになったのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

活性化推進協議会の専門部会でございますけれども、専門部会については、特に部会を設けてはございません。実際に担当職員が集まって協議を重ねているという状況でございます。具体的な話を今いろいろ進めているというところでございます。

もう1点が、所管替えについても、現時点では、そのご意見もあろうかなとは思いますが、活性化推進協議会をつくったときの経緯というのがございまして、教育委員会の所管部分でということではなくて、まちづくりの一環としてということでの町全体で存続を図るということで、たしか平成13年に設立したかと思っておりますけれども、そういった思いがありま

すので、そういった部分というのも大事にしたいなというふうに考えているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そういうことで、要望書については全く、何点かあった下宿、寮の青写真とか、それから募集対応とか含めて、かなり無駄にされたとは言いませんが、あまり深い議論がされていないような感じがしますが、時間ですから。

これから、令和7年度に向けて、そして8年度に向けて、やはり地域での議論を、やっぱり汗をかいた議論をして、大樹高校のこれからの存続、今日生徒達もいますけれども、やはり学校生活の中で少人数というのは殺風景といいますか、何をやるにしても、例えば学校祭にしても、もっと一定の人数が欲しいということがあると思います、和やかに過ごすためには。そういうことを含めて、入学生の確保や学校行事の充実に向けた部活動だとか、それから招致を一貫してやっている吹奏楽だとかなんかの、今後、地域に根差した活動ができるような形をぜひもう少し真剣に議論していただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、これについて町長からあれば、それで終わりにしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

真剣にやれということでございますので、真剣にやっているつもりではございますが、下宿等々については、議論はしているのです。先ほど言いましたように、最悪といいますか、民間の方がやるのを今調整しているところですので、そこもちょっと当てにしているところではございますが、それが駄目だった場合は町職員住宅の提供をして、とにかく確保をするのだということで進めているところでありまして、相手があるので少し時間がかかっているところでございます。

議員、いろいろ心配されている部分もあります。議論が遅いとか、議論が浅いという部分が指摘されておりますので、まだまだ、いろいろ議論はしているところもあるのですが、今後ますます深めていきながら、タイミングを逃さないように対応していきたいなと考えているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、中身のある議論を深めていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番志民和義君。

○志民和義議員

既に通告してありました1点について、町長に質問をいたします。加齢性難聴者への補聴器購入助成についてでございます。

加齢性難聴者への補聴器購入助成を行っている自治体があると聞いております。この件については、2022年12月の一般質問でも取り上げておりました。町長も必要性について理解しているとして、引き続き情報収集を進めて、助成方法について検討していきたいと答えております。

難聴は、認知症との関係があるとの報告もあります。早い段階から補聴器を使用することで進行が遅くなると聞いております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

その後、管内又は道内で加齢性難聴者への補聴器購入に助成しているところは何か所あるかお伺いいたします。

2点目については、大樹町において補聴器購入に助成を早急に実施してはどうかお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員ご質問の「加齢性難聴者への補聴器購入助成について」お答えをいたします。

1点目の「管内、道内で加齢性難聴者の補聴器購入に助成しているところは何か所あるか」につきましては、十勝管内では6町、管外では18市町村、合計24市町村が助成をしております。

2点目の「大樹町においても補聴器購入に助成してはどうか」につきましては、町単独で補聴器購入費用の助成を行っている管内6町について調査したところ、中等度難聴（40デシベル以上から70デシベル未満）で医師の証明書がある人を対象にしている町が多く、住民税非課税者に限定していたり、助成上限額や助成率に差があるなど、調査の結果、町によって助成内容に違いがあることを認識しております。

補聴器の重要性については理解をしておりますので、引き続き情報収集を進め、助成の必要性及び在り方について検討してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

この点については、何度か取り上げておりまして、必要性を認めるという答弁と、今後、調査、情報収集に努めて検討してまいりたいということでございますので、私どももいろいろ研修会に行ってきたことや、得た資料について、担当のほうにもお届けしながら求めてきたところでございます。

今回の一般質問のときには間に合わなかったので、質問を提出した後、新しいと言っても、今年の2024年に出されております資料ですが、これについては、日本ウェルリビング推進機構という、代表が女性の方ですね、これは女性に限らず、日常生活の障壁をなるべくなくしていくということを求める一つの団体がやっております、その調査報告書によりますと、結論から言いますと、調査結果を通して難聴が現代社会における重要な健康課題であるということを再認識したと。こういう報告を出したのは、愛知医科大学の教授の内田育恵先生という女性のお医者さんなのですが、大学の教授もやっているということで、難聴は単なる聴力の低下にとどまらないう。それは患者その他、家族に精神的な負担を与えて、社会参加の障壁になるという可能性があるということです。特に今回の調査からということで、難聴と認知症との関連性、早期治療の重要性、このことが明らかになったということです。

そして、加齢性難聴の割合が高くなる、これは60代というのですから、私は既に70歳を超えておりますので、ほかの年代に比べて60代というのは難聴であるにもかかわらず病院に受診しないことが判明していると、少ないということですね。まだまだ大丈夫だという考え。しかし、まだまだ大丈夫だという段階からやっていくということで、私はその症状を改善して、難聴者の仕事、これは今、定年も60歳から65歳、そして65歳で仕事をやめてしまう人というのは、本当に最近は少ないですね。そういう意味で、一般社会の日常生活の質を向上させる、そういう有効な手段として、補聴器の助成ということは非常に重要だということを言っております、その先生は、私自身も一人の医師として、難聴の早期発見と適切な治療を推進して、難聴患者がより豊かな生活を送ることができるよう、さらなる啓発活動、情報提供を積極的に行っていきたいと、このように報告しているわけですね。

そう考えると、ぜひ補聴器助成することによって、今いる人達、そしてさらにこれからなるであろう人たちの啓発につながるというふうに考えておりますので、そういう点も、後でこの資料を私コピーいたしまして担当の方に届けたいと思いますので、質問前には間に合わなかったのですが、申し訳ないのですが、そういうことも考慮して、町長はどのように考えておりますかお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

難聴が認知症につながるとか、認知症を早めてしまうと、要は、人とコミュニケーションが取れなくなるという部分でありますので、そういったこともあろうかというのは十分理解できることでありますし、やっぱり人とコミュニケーションが取れる、テレビが見れて内容が理解できるとか、そういったことも耳が聞こえることによって、そういった社会参加にも影響すると。あまり聞こえないから会話にならないので、出かけないというようなこともあるやに聞きますので、それは大事だということは重々理解できることだと思っております。

難聴がそういったことがあるということと、難聴を解決することが大事だということはよく分かるのですが、補助となりますと、これはまたほかのこともありますので、その辺も、難聴だけが補助対象でいいのかというところは、ほかの各種の町民の健康のための予防接種などもありますので、そういったものも含めて、総合的に来年度予算で考えてみたいなと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ほかのこともあると、もちろんほかのことも積極的にやってほしいのですが、直接すぐ重症化するという問題でないわけで、早い段階からそういうことが必要になってくると。

この認識、私も60代の頃は全然そういう認識がなかったから、段々自分で気がつくようになって、なってきたなというふうに気がついているところなのですね。

それで、先ほど町長が言いましたけれども、耳が遠くなってくると、本当に出なくなって、遠いからそういう老人クラブなんかも耳が遠くなって私も役員をやめさせてもらおうと、こういうことが実際私の身近なところで起きているわけですよ。そういうことから考えて、早急な対策が必要だというふうに考えております。

そして、これは若い人もそうですが、お年寄りでも、孤独になるということは一番社会参加を進める上で、非常に孤独になっていくとますます駄目なのですよ。だから、そういうふうにならないうちに対策を取っていくということは、ぜひ急いでほしいというふうに考えております。

繰り返しですが、もう一度お願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

繰り返しになりますけれども、必要性は分かります。

町民の健康管理ということ、健康増進ということでの観点から考えるべきかなと思っておりますので、ほかのものも絡めながら、例えば予防接種等々のものも含めて総合的に考えたいなと思っております。

購入に対しての助成というところでは、例えば自分が耳の調子が悪くて補助費が必要だ

となれば、購入しますよね。ですので、どこからこういった方に助成するのがいいのかというところも議論して考えてみたいと思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

今回の調査については、3月3日の耳の日の前に調査結果を出しているということで、来年また3月3日来るわけですね。ですから、ぜひ検討するについても急いで、1年なんてあっという間に來ますので、また、町民の皆さんに希望の持てるまちづくりと、まちづくりというか健康づくり、そういう意味で、僕が釧路行ったときの研修会で、前の12月のとき私お伝えしているのですが、資料を届けたのですが、あれなのですね、耳だけでなく、補聴器だけでなく、ほかのいろいろな、今は体重計、体温計ない家庭はほとんどないと思いますけれども、酸素濃度を計るパルスオキシメーター、そういうものも含めて……。

○議 長

志民議員、要点ずれてきているので、要点、補聴器でお願いします。

志民和義君。

○志民和義議員

要するに、そういう補聴器だけに限らず、総括的に補助しているところもあるということを参考に進めていっていただきたいということを求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

次に、5番西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、先に通告しております、日高山脈襟裳十勝国立公園について、町長にお伺いします。

日高、十勝両管内にまたがる日高山脈襟裳国定公園は、環境省の諮問機関、中央環境審議会によって、早ければ6月下旬に日高山脈襟裳十勝国立公園として正式に指定される見通しになりました。国立公園化によって全国的な知名度が高まり、多くの観光客が来町することが期待されます。

そこで、次の点について伺います。

1、十勝管内1市4町1村で構成する十勝・日高山脈観光連携協議会の協議経過と今後の方向性、協力体制、さらに日高管内7町との連携について。

2、地域活性化に向けて町の具体的な施策について（情報発信、PR活動、道の駅の利用等）

3、利用者の安全確保と自然環境保護の取組について。

以上、よろしくお願いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の「日高山脈襟裳十勝国立公園について」お答えをいたします。

日高山脈襟裳国立公園については、環境省の中央環境審議会自然環境部会において、国立公園に指定する公園計画が了承され、本年7月までに「日高山脈襟裳十勝国立公園」として正式に指定される見通しとなっているところであります。

1点目の「十勝管内1市4町1村で構成する十勝・日高山脈観光連携協議会の協議過程と今後の方向、協力体制、日高管内7町との連携」につきまして、本協議会では、国立公園化を地域振興の契機と捉え、パンフレットや動画の作成、遊覧フライトツアーの実施など、十勝から日高山脈の魅力を発信する取組を進めてまいりました。本年度は日高山脈に絡めた景色やアウトドアなどをテーマとしたモニターツアーの実施やガイドの発掘・育成などに取り組み、事業推進にあたっては、他の十勝管内自治体や日高管内7自治体と連携を図っていくこととしております。

2点目の「地域活性化に向けての町の具体的な施策」につきましては、日高山脈は大陸プレート同士の衝突によって生じた大起伏山地が延々と連なる景観が魅力の一つであり、日高山脈の雄大で美しい山並みを眺めることができる場所に展望施設を設置するなど、景観を活かした観光客の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の「利用者の安全確保と自然環境保護の取組」につきましては、国立公園化に伴い、登山への関心が高まり、利用者が増加すると予想されますので、安全確保や環境保護は喫緊の課題と認識しております。国立公園指定後に環境省が中心となって官民連携による協議会を設立することになっておりますので、具体的な取組について協議してまいりたいと考えております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今までは、国立公園の国立化に向けての取組について、令和3年第3回定例会で、また同僚議員が令和5年第4回定例会で国立公園に向けて一般質問を行ってきましたが、5月22日、環境省の中央観光審議会自然環境部会で、公園計画が了承され、国内最大の国立公園が誕生したわけです。最も規制の厳しい特別保護地域の国立公園に6月下旬に正式指定される見通しですが、そこにまた、名称に十勝を入れ、日高山脈襟裳十勝国立公園と決まったわけです。それにより、今までの日本地図、世界地図が大きく変わるわけです。

今後、環境保全、利用利活用ともに国主体で国内外へのプロモーションが行われ、知名度向上や地域誘致が見込まれ、地域活性化の起爆剤となり、大いに期待できるのではないかと思います。町は、国立公園指定後、多くの課題があると思いますが、具体的にどのような施策を打ち上げていくのか答えられる範囲でお願いしたいと思います。

一つ目の十勝管内6市町村と連携協議会を設立しておりますが、それ以外の十勝の町と

の連携はどのような取組が行われているかをお聞きます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

日高山脈に関わる他の自治体との連携という部分でございますけれども、団体名としては、日高東部十勝南部広域連携推進協議会というのがございまして、その、いわゆる日高山脈を挟みまして日勝半島というような呼ばれる方をしている地域で構成している協議会がございまして、その中におきましても、アドベンチャートラベルですとか、インパンドの誘致に取り組むようなモニターツアーなども計画しているというところで、そういった協議会の中でも日高山脈の活用策について検討をしているというところでございます。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

これを見ると、日高山脈に接した市町村がどうしても表立っているのですが、これは何とかやっぱり十勝全体のあれだと思うので、取組をよろしくお聞きたいと思います。

また、町として、今後、保護と利用を有識者、登山経験者、関係機関など、自然公園法に基づいて総合型計画会を立ち上げ、国立公園のビジョンとか、管理、運営、行動計画の策定など、関係者と連携を取って行っていくと思うのですが、そこで、町としてどのような連携をしていくのか、ちょっと難しいかな、これについてお聞きたい。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

大樹町も、日高山脈にエリアを持っておりますので、当然関わりが深いわけでございますけれども、十勝の6市町村以外の町村も含めて、今、十勝総合振興局が音頭を取って、また日高振興局管内7町と、それから十勝のエリアを持たない町村も含めた中での、これからの地域の活性化、環境保全、認知度向上の機運醸成などについて、振興局がリーダーとなって取り組むという行動も始まっております。これは、先般、説明を受けたところなのですが、そういったことにも取り組んでくれるということでございます。

また、町として、保護と利用という部分では、保護は、主には環境省がやる部分が多いかなと。町として保護するという部分は、今具体的にはちょっとないのですが、あまり誰でもが行けるようにするとか、道を整備してどんどん入れるようにするという考えは今持っておりません。やはり保護を優先して、あるいは大変危険ですので、安全性を考えて、なかなか素人が手を出せる山ではないというふうに言われていますので、それなりにスキルを持った方が訪れるというのがよろしいのかなと思っております。

町としましては、普段生活の中に日高山脈というものが染み込んでおりますので、そう

いった中での取組というのをやりたいなと思っております。教育委員会のほうにお願いしておりますけれども、子ども達の日高山脈の絵画展とか、あるいはことぶき大学の写真展とか、また、私どもではないですが、隣町の広尾町で坂本直行さんという日高山脈を愛した画家がおられまして、先般、道立帯広美術館で展示会が行われましたけれども、そういったものもう一度やろうかという動きも、これは大樹町ではないのですが、管内的にはありますので、そういったものに協力していったりして、私達の生活の中に日高山脈を浸透させていくというようなことを重点にしていきたいなと思っております。

また、具体的に一つの例としては、先ほど答弁の中でも申しましたが、見通しのいい場所に展望台的なものを整備できないかなというのを今後協議していきたいなと思っているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、本当に十勝が一つになって進めていく、振興局も応援するという事で、分かりました。

それで、2番目なのですが、大樹町の観光、情報発信、PR、地域活性化ということで、大樹町の食と観光、景観などを活かした魅力発信、PR、地域活性化をどのように結びつけていくのか。また、ガイドの育成とかガイドブック、観光ルート、自然とアウトドア、町からの光景、登山とかをどういうふうに、これからは国外ですね、発信していくのかちょっとお聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

観光においては、食と観光というところは非常に重要ななと思っておりまして、日高山脈を源にした歴舟川が町を流れていて、その兩岸に肥沃な大地が広がって、今この食料基地大樹町が発展しているということが町の根源でありますので、そういったところもPRしていきたいなと思います。

食は、日高山脈の裾野に広がる大地で育った牛乳とか、あるいは野菜類々ということで、その乳製品とかスイーツなども紹介していくような場面が必要かなと思います。

アウトドアにつきましては、今、アドベンチャートラベルというのが注目されておりまして、アドベンチャートラベルはちょっと範囲が広いので、大樹町だけで収まるものではありませんけれども、アウトドアガイドというものが非常に大事になってくるかなと。ガイドの善し悪しで旅行の楽しさも価値観も変わってくるというふうに言われております。そのガイドを目指して、地域おこし協力隊の方も日夜研さんしておりますので、そういった方々の活躍の場を提供できるような仕組みにしていきたいなと思っております。

道の駅につきましても、今、道の駅の検討会を間もなく立ち上げるところであります。商

工会とは事前に一部話し合っておりますけれども。大樹町が、これから大樹町はどこにあるのですかと言われたときに、帯広の南なのですよというよりは、これから日高山脈襟裳十勝国立公園の裾野なのですよという言い方もできるかなと思います。そういったシンボリックな公園になりますので、そういった部分も含めてPRに努めてまいりたいと思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長言われたように、大樹町はどこにあるのと。本当にそういうふうに言われると、大樹町は宇宙の町と言ったらある程度分かるのですよね、それは一つ。また、今、町長言われたように、日高山脈の麓にあるにあるのだよと。そういうことから、地域活性化、観光客の誘致に向けて商工会、観光協会、関係機関、これ何というか、大樹町ならではのものを目指して、そういう話し合いは今後進めていかれるのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほど申しましたように、教育委員会を通じての子ども達の絵画とか、写真とかというのももちろんなのですが、外に向けてといいますか、観光協会と今話しているのは、清流まつりですね。これは日高山脈を源にした川のお祭りではありますが、日高山脈を背景に、ペルペネ火祭りと、それから花火大会をやるわけですが、その花火大会について、国立公園化を記念してというわけではないのですが、例年よりも規模を拡大して今年やりたいなというような意見が出ておりまして、今そのように取り組んでいるところでございます。そういったことで、観光協会も含めて、ちょっと盛り上げをしていきたいなというふうに考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

国立公園化で地名度が一層高まっていくわけですが、これより山岳会とかクラブサークル、長期滞在型の観光など新たに観光客が訪れても、宿泊が少なく、長期滞在ができない状況だと思うのですよね。

そこで、地域活性化に向けて、町の具体的施策の一つと私は思うのですが、今、大樹町は空き家対策に取り組んでいるわけですね。その空き家を利用して、そういう物件を有効活用し、施設として提供し、利用者がそれを借り、それを拠点に大樹の自然とか四季、景観、イベント、宇宙、温泉、キャンプ場、そういう施設をゆっくり楽しんでもらうことによって、大樹が気に入ったと、ここで移住したい、定住したいということにつながればいいかなと私は思います。

町には空家等管理活用支援法人が指定され、移住・定住を中心に広く町、事業に取り組ん

でいるわけですが、そこで、町長、一つの案なのですが、長期滞在型、町というよりも、町を見て歩くとそう立派なものもないのですが、例えば一步外れて、離農した人の家とか、新しく家を建てたから横の元の古い家が空いているとか、そういうようなやつを調べて活用できないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

空き家を活用しまして長期滞在などができるようなことにならないかということですが、町として、空き家対策というのは取り組んでいるのですが、町が空き家を利用して何か施設を造るということは今取り組んではいないところですが、民間において、そういった取り組みが出ておりまして、空き家を1棟貸しするような施設が二つ三つ出てきておりまして、1棟でお貸しできるというようなことが始まっておりますので、そういったものの利用があればどんどん増えてくるかなというふうな期待をしているところであります。

離農跡などにも、例えば、今、市街地にそういったものが、市街地の空き家でレンタルハウスといたしますか、そういうふうに行っている方がおられるのですが、離農跡なども、程度にもよるのですが、使えるものであれば、そういった利用というのは、ニーズがあればどんどん出てくるのかなと思います。

町がやるということはないのでしょうかけれども、ただ、その空き家利用の、先ほどの指定法人がありますので、そちらのほうでいろいろな紹介ができるかと思っておりますので、そういったマッチングといたしますか、紹介等々チャンスを捉まえていきたいなと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そうなのですよ。都会で住んで大樹に来たら、すごいと。本当に日高山脈、歴舟川を見て、この自然がいいと移住した人も、私も知っている方います。「最高です」、こういう言葉もらっているんで、それを法人に対して、いかにPRするか。町も少し協力して進めていったらいいかなと私は思っています。

そこで、3番目ですが、現在、本町から利用できる登山道がなく、登山者を受け入れる環境ではないが、国立公園に伴い、登山者が増えることが予想されるわけです。大樹町の登山道までの道路が壊れ、壊れたままで使えないということ、せつかくの国立公園化になっても、大樹町はメリットがないのではないかと思います。ですから、登山道、林道、避難小屋、トイレなどの整備を国、道に要請していただき、整備後、町から日高山脈に登れるようなルートを広く発信することが大事でないかと思います。それにより、大樹町に人が集まり、地域経済に大きなメリットがあるのではないかと考えます。

また逆に、大樹町から登るルートがない、整備されないのであれば、旧登山道、林道などの状況を、どのような危険があるのかを調査し、周知徹底する必要があるのではないかと思います。

いますがいかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

登山道を受け入れる道がないというのは承知しておりまして、環境省のレンジャーとも話をしたのですが、環境省としても、ここを修復して元に戻すという計画は今のところないというふうに聞いておりまして、町がやられるならいいですよと言われたのですが、町としても、おいそれと手を出せないかなと思っているところです。十勝側からの登山道というのは少ないようでして、芽室とか清水とか、中札内、広尾にもあるのはあるのしょうけれども、やはり日高側のほうが多いように伺っております。

先ほども言いましたが、大変険しい山で、素人がおいそれと手を出せない山だというふうに聞いておりますし、私どもも、生まれてこの方、アポイ岳以外は行ったことはありませんので、とてもとても私どもが手を出せるような山ではないのだなというのは承知をしているところでありまして、あまり推奨することが、それはちょっと無責任ではないかと、安全対策もしないで、ただ道路だけ造ってどんどん行ってくださいということにはちょっとならないかなというふうには思います。

先ほど言われました登山道、林道の現状を周知するというのは必要かなと思いますので、今こんな状況ですから、行く場合は本当に気をつけてくださいよということは必要かもしれませんので、環境省、レンジャーの方ともちょっとその辺は相談してみたいと思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

かなり厳しいということで、登山するには。

それで、今言われたように、日高山脈は、登山者にとって危険で大変厳しい自然状況であります、かなりの技術者でないと難しいということで。

でもこれからは、国立公園化になって観光客が、要は、例として富士山でさえスリッパで上がるような、ああいう方がぼんぼん、もしかしたら来られる可能性もある。そうすると、山岳遭難とかということが増えるではないかと思うのですよ。それで、山岳遭難を想定した訓練やドローンを活用した救助訓練が必要ではないかと思います。

また、公園内、またその周辺で何かあったら困るので、携帯電話が利用できるエリアなのかの調査が必要ではないのかお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

山岳遭難につきましては、過去に何度か、私どもの町でも遭難がありまして、大変厳しい

のだなというのはよく分かっております。山のことも、今日おられますけれども、詳しい方に教えてもらいながら、おいそれと救助にも行けないと、素人がですね。やっぱり分かった人、あるいは経験のある人でないと行けないということで、登山経験の豊富な方とか、山のことをよく知った方をお願いをしたり、それから十勝山岳連盟とか、そういった方々にもお願いしながら救助にあたったと、自衛隊、警察の協力もいただいて、経験がございます。私どもは、山には行きませんで、地元で待機をしていたのですが、ああいったことが増えるということは非常にお互いにとって不幸ですので、そういったことないようにしたいなと思います。

今言われました山の訓練というのは、消防団とか、その辺でできるのかというとは分かりませんが、ドローンを活用するという部分では、ちょうどドローンの導入は今消防団のほうで今年度導入する予定でありますので、そういったものも活用しながら、早期の対応ができるようにしてまいりたいなと思っております。

いずれにしても、山岳遭難は特殊ですので、私どもの消防団が訓練をして対応することとはちょっと難しいのかなと思います。過去の経験でも、そういった専門家の方々にお願いしていたということでもありますので、今後もそうなるのかなと思います。ドローンの活用については、有効に使っていききたいなと思っております。

携帯電話のふかん地帯については、恐らく通信会社のほうでも把握していると思いますので、そういったものを入手して何か見れるようにするというのは必要なと思います。私どもは、あい川の幸徳のちょっと奥に行きますと、もうあそこで切れますよね。あの辺で切れますので、あそこから先はもう携帯がほぼつながらないのだなと思っております。

ただ、衛星で今携帯が使えるような仕組みもありますので、そういったものも活用しながら、ただ、それはアンテナがいるのですよね。携帯そのものでは今駄目なのですが、次の世代には携帯そのもので宇宙空間と通信ができるようなものも出るというふうには聞いているのですが、まだそこまでいっていないというところでは、今アンテナを使つての通信手段というのがありますので、そういったものも活用できないのか情報収集しながらですね。

先日、NTTドコモがHAPSという、上空に飛行機を浮かべていて、それが携帯基地になるというものを売り出すと言っておりましたので、こういったものも実用化されれば解消されるものもあるかもしれませんが、今の現状では、ふかん地帯ははっきりしていると思いますので、その把握、公表について検討してみたいと思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ぜひとも公表してもらいたいと思います。遭難当時、電話の、ここ行ったら使えないのだよということを把握してもらおうというのが大事だと思うのですよね。

また、そして今、全道的にヒグマの出没が増えているので、それでヒグマ対策スプレーというのですか、これがものすごく有効だと言われていますが、登山者が飛行機に持ち込めな

いのです、危険で。ということは、そういう何と言うのですか、地元でしか購入できないわけではないのですが、地元購入になると思うのですよね。そのものがあるかないかということと、買った後の処理が、また持って帰れないのだから問題になるわけですよ。そこで、例えば道の駅などでスプレーのレンタル、そういうことも考えてみたらいかがかと思いますがどうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ヒグマ撃退スプレーというのは、森林レクリエーションセンターというのがあるのですが、全国の組織があるのですが、そこに私どもの町も加盟しているのですが、そちらから20本ほど寄贈されて、今ちょっと持っております。まだ使ったことはないのですが。

そういった部分では、ちょっと調べてみないと何とも言えませんが、お幾らぐらいして、普通に取り扱えるのかどうか、量販店とかで売っているものなのかどうかというのは、ちょっと私は承知しないのですが、道の駅で例えばある程度そろえておいて、持って行って使ったらお金もらいますよ、返してくれたら要らないですよとかという、何かそういった方法も有効でないかなという感じもしますので、調べてみたいと思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それと、一番問題なるのが、登山者のごみとトイレですね、排せつ物。これが、ごみはもちろん持ち帰るのが当たり前ののですが、それと登山者に携帯トイレを基本装備品として持参させるという取組も必要ではないかと思うのですよ。そういう情報発信をしていく。

また、よその自治体では、登山口に携帯トイレの回収ボックスを設置しているところもあって、それをボランティアの方が片付けると、そういう取組もあります。排せつ物の問題、これ町長、大事だと思うのですが、山がきれいかわいいか、排せつ物の道になってしまうとかという変なイメージが湧かないように、その対策があればお願いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

大変重要なことだと思います。あちらこっちに白い花が咲くと言われておりますので、そうならないようにするのは、当然登山者のモラルにもよるものだと思いますけれども。

先ほど申しました、スプレーもそうなのですが、ここから登る方というのはめったにいないのかなと思いますが、この道の駅を利用して、それからどこかの登山口から登るという方もおられると思いますので、例えば携帯トイレも用意してありますよ、売ってますよというようなことができるかどうかというのも、ちょっと道の駅とも相談してみたいなと思います。

捨てるボックスについては、登山口がないので、登山口のあるところというようなことで、協議会等でちょっと相談してみたいなと思います。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

整備できたらということで、お願いしたいなと思います。

それで、最後に、「とっていいのは写真と思い出だけ、残していいのは足跡だけ」こういうことを登山者に、ルール、マナーのPRを兼ねて、そういう標語的なものも町として作ってもいいのではないかと。大樹町はこういう標語ですと。

ということで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長

お諮りします。

議事の都合により、明日、6月7日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6月7日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時49分

令和6年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月10日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 陳情第 1 号 総合計画実現進捗委員会の設置について（審査報告）
- 第 3 議員派遣について
- 第 4 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1 番 播 間 章 浩	2 番 寺 嶋 誠 一	3 番 辻 本 正 雄
4 番 吉 岡 信 弘	5 番 西 山 弘 志	6 番 船 戸 健 二
7 番 杉 森 俊 行	8 番 西 田 輝 樹	9 番 安 田 清 之
10 番 志 民 和 義	11 番 菅 敏 範	12 番 齊 藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
副 町 長	松 木 義 行
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 厳 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	牧 田 護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	水 津 孝 一
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 久 琢 磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 裕 信

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

沼 田 拓 己

井 上 博 樹

梅 津 雄 二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農業委員会事務局長

穀 内 和 夫

清 原 勝 利

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

係 長

佐 藤 弘 康

木 田 悟 史

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

6番 船戸健二君

7番 杉森俊行君

8番 西田輝樹君

を指名いたします。

◎日程第2 陳情第1号

○議長

日程第2 陳情第1号、「総合計画実現進捗委員会の設置について」を議題といたします。

委員会における審査が終了していますので、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、杉森俊行君。

○杉森総務常任委員長

令和6年第2回町議会定例会において、本委員会に付託されました陳情第1号「総合計画実現進捗委員会の設置について」につきまして、6月4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、会議規則第94条の規定にもとづき結果を報告いたします。

第6回総合計画の進捗状況の評価については、町側において内部委員会と、町民を含めた外部委員会を設置し、毎年評価をしていくと議会では説明を受けています。

議会においてはその経過を注視し、一般質問や予算・決算審査特別委員会などを通じて、町側に適正な評価と説明を求めてまいりますので、現段階において新たに議員全員による特別委員会を設置する必要はないと全員一致で判断いたしました。

以上の理由から、採決の結果、不採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は「不採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定いたしました。

◎日程第3 議員派遣について

○議 長

日程第3 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今、議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任して頂きたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、変更を要するときは、議長に一任することに決しました。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長から、お手元に配付のとおり、申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和6年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時07分

